

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成21年10月19日

(平成20年度決算)

(環境生活部・農林水産部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会決算特別委員会会議記録

平成21年10月19日（月曜日）

午前10時0分開議
 午前11時51分休憩
 午後1時1分開議
 午後2時30分休憩
 午後2時37分開議
 午後3時46分閉会

委員 船田 公子
 委員 渕上 陽一
 委員 浦田 祐三子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

人事課長 豊田 祐一

環境生活部

部長 駒崎 照雄

次長 横田 堅

次長 益田 和弘

次長 谷崎 淳一

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 園田 素士

環境政策監兼

環境立県推進室長 森 永政 英

環境保全課長 宮下 勇一

水環境課長 小嶋 一誠

自然保護課長 岡部 清志

廃棄物対策課長 山本 理

廃棄物公共関与政策監兼

公共関与推進室長 中島 克彦

首席環境生活審議員兼

水俣病保健課長 野田 正広

水俣病審査課長 寺島 俊夫

首席環境生活審議員兼

食の安全・消費生活課長 小原 忠隆

消費生活政策監兼

交通・くらし安全課長 高野 利文

人権同和政策課長 吉田 國靖

農林水産部

部長 廣田 大作

次長 福島 淳

本日の会議に付した事件

議案第37号 平成20年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第38号 平成20年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 平成20年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 平成20年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第53号 平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

報告事項

会計検査状況（国庫補助事業事務費）について

出席委員(12人)

委員長 小杉 直
 副委員長 小早川 宗弘
 委員 山本 秀久
 委員 松村 昭
 委員 竹口 博己
 委員 平野 みどり
 委員 吉永 和世
 委員 田代 国広
 委員 吉田 忠道

次長 藤井正範
 次長 加納義英
 次長 下林恭
 次長 堤泰博
 農林水産政策課長 白濱良一
 団体支援総室長 牧野俊彦
 団体支援総室副総室長 浜田義之
 農林水産政策監兼
 団体検査室長 加久伸治
 農村・担い手支援課長 村山栄一
 農業技術課長 渡辺弘道
 農産課長 麻生秀則
 園芸生産・流通課長 城啓人
 畜産課長 高野敏則
 農村計画・技術管理課長 宮崎雅夫
 農林水産技術管理監兼
 技術管理室長 山本一登
 農村整備課長 大薄孝一
 首席農林水産審議員兼
 森林整備課長 織田央
 林業振興課長 藤崎岩男
 森林保全課長 久保尋歳
 水産振興課長 神戸和生
 漁港漁場整備課長 尾山佳人

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 宮田政道
 会計課長 田上勲

監査委員事務局職員出席者

事務局長 林田直志
 監査監 山中和彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿田俊夫
 議事課課長補佐 徳永和彦
 議事課課長補佐 中村時英

午前10時0分開議

○小杉直委員長 ただいまから、第4回決算

特別委員会を開会します。

本日は、初めに環境生活部の審査を行い、その後、午後1時から農林水産部の審査を行うこととしております。

なお、前回の委員会で申し上げましたとおり、国庫補助事業の事務費に係る会計検査院の会計検査に関しましては、お手元に配付の次第のとおり、午後の農林水産部の審査を行った後に、全体の状況と農林水産省所管の部分につきまして報告してもらおうこととしております。よろしくお願ひします。

それでは、これより環境生活部の審査を行います。

まず、環境生活部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順番に説明をお願いします。

○駒崎環境生活部長 おはようございます。環境生活部でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

平成20年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、環境生活部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

御指摘をいただきました事項のうち、まず、物品調達等に関する不適正な経理処理が行われたことについての原因分析を行い、予算執行手続、チェック体制の整備、物品調達システムの見直し等を行うことに対する措置状況について申し上げます。

不適正な経理処理は、職員の公金取り扱いに対する意識の希薄さや納品検査の不徹底等が要因と考えております。そこで、職員研修の開催や部及び課の例会等により、部内全職員に対して法令遵守の徹底や再発防止意識の浸透を図りました。また、物品の納品検査におきましては、発注業務に関与していない別の係の職員を検査員にするなどの検査体制の見直しを行い、二度とこのような不適正な経

理を起こさないよう、再発防止策を講じたところでございます。

次に、高齢者など弱者を悪質な消費者被害から守るための施策や、食の安全にかかわる県民情報への対応など、県民の安全、安心を担保するための取り組みに当たっては、消費生活センターと関係機関との連携が十分図られ、その効果が上がるよう取り組むことに関する措置状況について申し上げます。

本年4月から、これまで水道町にありました消費生活センターを県庁舎内に移転し、警察や庁内関係課と連携し、迅速に対応していくための環境整備を図っております。また、同じく本年4月から、商工観光労働部にありました貸金業者指導部門を消費生活センターに統合し、消費者被害の救済や再発防止のための機能強化を行ったところでございます。

次に、環境生活部の決算概要について御説明申し上げます。

当部の決算に関連します会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、これらの2会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済み額は133億3,800万円余で、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、2会計を合わせた歳出の決算状況ですが、予算現額199億100万円余に対しまして、支出済み額は190億1,900万円余で、翌年度繰越額2億4,100万円余、不用額6億4,000万円余となっております。なお、執行率は95.6%でございます。

不用額の主な内容は、水俣病総合対策事業において、療養費等の支給額が見込みを下回ったことによる不用額等でございます。

以上が平成20年度決算の概要でございますが、詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○小杉直委員長 引き続き、各課長の説明をお願いしますが、自己紹介の後、着座をして説明をして結構です。

○園田環境政策課長 環境政策課長の園田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、着座したまま御説明させていただきます。

初めに、定期監査の結果についてでございますが、公表事項はございません。

続きまして、環境政策課の決算について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、それから3ページの繰入金、諸収入ともに、不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、一般会計の歳出でございます。4ページをお願いいたします。

総務費の企画費、計画調査費でございますが、これは電源立地地域対策交付金事業など、エネルギー対策に関する事務事業でございます。不用額528万7,000円は、交付金事業の確定に伴う執行残でございます。

5ページをお願いいたします。

衛生費の公害対策費、これは、職員給与費のほか、環境センター運営事業など、環境政策を推進する事務事業でございます。不用額1,012万9,000円は、環境審議会委員定数の見直しによる委員会開催経費の削減、また、電子メールやインターネットの活用による通信運搬費の削減など、それぞれの事務事業における経費節減に伴う執行残でございます。

次の諸支出金は、後ほど説明いたしますチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計への繰出金でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付け

に係る県債償還等特別会計でございます。

チッソ株式会社に関する金融支援につきましては、平成12年2月に閣議了解されました抜本策に基づき支援措置が講じられておりまして、平成12年度から、本特別会計において県債の約定償還を行っております。

まず、歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

内容について御説明いたします。

1つ目の水俣湾堆積汚泥処理事業費分担金及び負担金、これは、いわゆるヘドロ県債の償還元金及び利子に係る負担金として平成20年度にチッソから受け入れたものでございます。

2つ目のチッソ貸付費、これはいわゆる患者県債の分でございますが、償還元金及び利子に係る返済金として、同じくチッソから受け入れたものでございます。

3つ目の水俣病問題解決支援財団出資費でございますが、これはいわゆる一時金県債の分でございますが、県が財団を経由してチッソに貸し付けました一時金に関する県債の償還元金及び利子に対する一般会計からの繰入金でございます。

7ページをお願いいたします。

4つ目は、支援措置費の国庫支出金でございます。

チッソ支援の抜本策におきましては、毎年度、県債償還額のうち、チッソの自力返済額を除いた額につきまして、その8割が国庫補助金として交付され、残り2割につきましては、県がいわゆる特別県債を発行しまして、その元利償還金は全額地方交付税で措置されることとなっております。この補助金は、平成20年度に返済不足額の8割分として交付された国庫補助金でございます。

次の繰入金でございますが、これは、過去に発行した特別県債の元利償還分として平成20年度に一般会計から繰り入れを行ったものでございます。

下段の県債でございますが、これは、返済不足額の2割分として平成20年度に発行した特別県債でございます。

8ページをお願いいたします。

特別会計の歳出でございます。

上段の水俣湾堆積汚泥処理事業費は、いわゆるヘドロ県債、下段のチッソ貸付費は、いわゆる患者県債に係ります元金及び利子償還金でございます。

9ページをお願いいたします。

上段の水俣・芦北地域振興基金貸付費でございますが、これは、県が基金を通じてチッソに貸し付けました、いわゆる設備県債に係る元金及び利子償還金でございます。

下段の水俣病問題解決支援財団出資費、これはいわゆる一時金県債に関する元金及び利子償還金でございます。

10ページをお願いいたします。

上段の支援措置費の特別貸付金でございますが、これは平成20年度分の特別県債によるチッソへの貸付金でございます。

下段、公債費でございますが、これは過去に発行した特別県債の元利償還金でございます。なお、不用額は、利率の変動に伴うものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○宮下環境保全課長 環境保全課長の宮下でございます。よろしく申し上げます。

着座して説明させていただきます。

まず、決算特別委員会の説明資料の説明に入ります前に、今年度の定期監査における公表事項として指導事項がございますので、御説明いたします。

指導の内容は「光化学オキシダント測定局設置工事の発注にあたり、入札後に積算誤りが見つかり、再入札を行うことになった。積算にあたっては十分精査するとともに、審査体制の整備に努めること。」でございます。

まず、経緯について申し上げます。

平成21年1月に入札を行った後、出納局会計課の審査段階で、工事費の積算における計算式の係数に誤りがあることが判明いたしました。その結果、再度工事費の積算を行い、3月に再入札を行うことになったものでございます。設計ミス主な原因は、観測局の設置工事が10年ぶりの工事でありまして、設計を担当する者及び決裁をした者も土木工事の経験が不足していたことであります。

通常、この種の設計は、土木の設計担当者に依頼して事務の万全を期しておりますが、6月議会での補正予算であったことなどから、スケジュール的なこともありまして、環境保全課でみずから設計を行ったものでございます。

次に、今後の対応について申し上げます。

まず、設計の専門家がいる土木部でできるだけ設計を依頼することにより、業務水準の確保を図ることといたします。当課で設計する場合においても、土木部の助言を得ながら、適正な設計、施工に努めてまいります。

また、今回の反省を踏まえ、部の筆頭課、環境政策課になりますが、筆頭課において、予算措置担当班が各課の業務を支援する体制を整えたところでございます。今回の指導を受けましたようなことが二度と起こらないよう、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、決算特別委員会説明資料に基づき説明いたします。

歳入につきまして、説明資料の11ページから12ページでございます。

11ページの使用料及び手数料、国庫支出金、12ページの諸収入、いずれも、不納欠損、歳入未済額はございません。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。13ページの方をお願いいたします。

まず、公害対策費でございます。主な事業といたしましては、石綿健康被害救済基金拠

出金がございます。

これは、平成18年2月に制定された石綿等による健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿による健康被害を受けた者、またはその遺族に対し、救済給付を行うために、環境再生保全機構に設置された石綿健康被害救済基金へ本県負担分を拠出するものでございます。予算額1億3,235万円余のうち支出済み額が1億2,952万円余で、不用額が283万円余生じておりますが、これは執行残でございます。

次に、公害規制費でございます。

主な事業といたしましては、有害大気汚染物質対策事業や環境放射能水準調査でございます。これは、大気環境の常時監視や環境調査を行うものでございます。予算額1億6,587万円余のうち支出済み額が1億111万円余で、不用額が3,132万円余生じております。これは、光化学オキシダント監視体制緊急整備事業の入札に伴う執行残等でございます。

歳出は以上でございます。

次に、繰り越しにつきまして、附属資料の1ページをお願いいたします。

本事業は、平成21年1月、指名競争入札を行いました。先ほど説明しました定期監査における指導事項で説明いたしましたとおり設計に誤りがありまして、設計をやり直して3月に再入札を行うこととなったために、適正工期を確保することができなくなりまして繰り越ししたものでございます。工事は、その後順調に進捗いたしまして、本年5月に完了いたしまして、6月1日から新測定局の稼働運用を開始しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○小嶋水環境課長 水環境課長の小嶋でございます。着座のまま御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入につきまして、資料の14ページから16ページまでをお願い申し上

げます。

14ページの国庫支出金、15ページから16ページまでの繰入金及び諸収入につきまして、いずれも不納欠損額、収入未済額等はありません。

主なものを御説明申し上げますと、14ページの上から3段目、国庫補助金の地域活性化緊急安心実現総合対策交付金2,640万円につきましては、追加経済対策によります明許繰越事業として21年度執行としたものでございまして、国からの交付金等も、そのため減額としております。

それから、16ページの上から3行目でございます。

水道水監視項目検査費負担金でございますけれども、これにつきましては、水道事業者と共同で実施をしておりますダイオキシン類の水道水質検査に係る委託料が当初の見込みよりも低額となったことによるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。17ページをお願い申し上げます。

まず、一般管理費につきましては、職員の時間外勤務手当等でございます。

次に、企画総務費でございますが、これにつきましても水環境課職員の給与費でございます。

次いで、計画調査費でございます。

不用額163万円余が生じておりますけれども、これは水資源調査調整事業等の執行残等でございます。主な事業といたしましては、工業用水道事業会計貸付金等でございます。

18ページをお願い申し上げます。

18ページは、公害対策費でございます。

不用額1,048万余が生じておりますけれども、これは節水推進事業等の入札に伴う執行残等でございます。主な事業としましては、備考欄記載のとおりでございまして、地下水の監視事業、節水推進事業等がございます。

次に、その下、公害規制費でございます。

不用額が788万円余生じておりますが、これは水質環境監視事業等の入札に伴う執行残等でございます。主な事業といたしましては、公共用水域や地下水の水質監視事業、化学物質環境汚染調査事業等がございます。

次に、環境整備費でございます。

不用額が375万円余生じておりますが、これは、熊本県水道水質管理計画に基づきましてダイオキシン類の水質検査に伴う執行残でございます。主な事業といたしましては、市町村の水道事業の認可や指導監督、個人の飲用井戸の衛生対策等に伴う水質調査等を行うための上水道費等がございます。

次に、19ページをお願い申し上げます。

19ページは、工業用水道事業会計繰出金でございます。企業局が行います有明工業用水道事業会計の企業債償還金及び利子に対する一般会計からの繰出金でございます。

歳出は以上でございます。

次に、繰り越しにつきまして、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の2ページをお願い申し上げます。

本事業は、追加経済対策分として、平成20年2月議会で補正をいただいた事業でございまして、地下水の観測井戸を阿蘇谷及び熊本地域に2カ所設置するものでございます。2月議会での補正ということになりましたので、年度内におきまして工期等の確保が困難ということで明許繰越をさせていただいたものでございます。現在、設置場所等の決定を終えまして、11月中旬までには発注する予定で作業を進めているところでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○岡部自然保護課長 自然保護課、岡部です。どうぞよろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

初めに、定期監査の結果についてですが、公表事項として指摘事項が1件ございます。

指摘の内容は「改訂・熊本県の保護上重要な野生動植物レッドデータブックくまもと」印刷業務委託において、委託先に誤った印刷基礎情報を提供していたため、誤った内容の成果品となり当該成果品の一部を再編集作成しなければならない事態となっている。委託業務の実施にあたっては、納期を考慮のうえ、掲載情報の確認が的確に実施できるよう制作工程管理を行い、再作成の事態が再発しないよう対策を講じること。」ということでございます。

まず、レッドデータブックくまもとの内容について申し上げます。

この冊子は、熊本県内における希少な野生動植物の生育・生息状況等を取りまとめ、その保護を図ることを目的として発行しているものです。初版は、平成10年3月に発行しており、今回21年3月に改訂版を発行したものです。

次に、経過の概要を申し上げます。

21年3月末に印刷が終了し、4月28日に記者発表を行いました。その後、執筆に当たった熊本県希少野生動植物検討委員会の複数の委員からの指摘で、多くの誤記・誤りがあることが判明しました。

そこで、県民の皆様への冊子の提供を取りやめ、執筆者に再度の内容確認を依頼し、修正を必要とする箇所を把握を行いました。修正箇所は全部で374カ所あることが判明しましたが、できるだけコストをかけずに訂正を行うために、新たに印刷を行うものではなく納入されたものを活用し、ページの差しかえやシール、正誤表を使用して訂正版を発行することといたしました。

現在、差しかえ部分の印刷は完了し、シールを張りつける作業を行っております。10月末までに情報プラザでの閲覧や有償配付、ホームページ掲載を行う予定です。

次に、原因と今後の対策について申し上げます。

原因としては、執筆者からの原稿提出が大幅におくれるとともに、提出された原稿に相当数の誤りがあったこと、また、当課の進行管理が不十分であったため、最終的に執筆者によるゲラ校正ができなかったことが挙げられます。

事務局である当課としては、できる限りの校正は行ったものの、専門性の高い図書であるにもかかわらず、執筆者自身による校正の時間を確保できなかったことが大きな反省点であると考えております。

今後の印刷業務の委託に当たっては、今回のことを教訓として次の対策を講ずることとしております。

1つ、専門的な図書の発行に際しては、原稿取りまとめと印刷年度を分け、発行前年度までに原稿作成を終了する。印刷については、発行年度の早期に発注するなど、余裕のあるスケジュールを設定し、これまで以上に厳格にスケジュール管理を行うこと。

2つ、課内での校正を十分行うとともに、専門的知識を要する部分については、必ず執筆者によるゲラ校正を行うこと。

この2点の措置を講ずることにより、同じ誤りを繰り返さないよう、組織として取り組むことといたします。

最後になりましたが、県政に対する県民の信頼を損なうこととなりましたことに対して、深くおわびを申し上げます。

続きまして、決算について説明させていただきます。

説明資料の20ページをお願いいたします。歳入について説明いたします。

使用料、手数料収入ともに、不納欠損額、収入未済額はありません。

なお、3つ目の欄の狩猟関係手数料の予算現額と収入済み額との比較がマイナス56万5,000円となっておりますが、これは、狩猟免

許等の申請件数が当初見込みを約300件ほど下回ったことによるものであります。

国庫支出金につきましては、2月補正で御承認いただいた鳥獣保護センター改修費と公園施設整備費であります。全額繰り越してあり、不納欠損額、収入未済額はありません。

21ページをお願いいたします。

財産収入ですが、これは主に阿蘇地域の土地貸し付けによるものでございます。

下段の諸収入であります。これは預け金等の返済金でございます。両方、不納欠損額、収入未済額はございません。

22ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

農林水産業費の鳥獣保護費につきましては、有害鳥獣対策や鳥獣保護センターの管理運営等に要する経費でございますが、不用額316万9,000円は、特定鳥獣適正管理事業の経費節減などに伴う執行残であります。

自然保護費の不用額332万8,000円は、希少野生動植物保護対策事業費等の経費節減等に伴う執行残であります。

商工費の観光費は、自然公園内施設の整備、維持補修等に要する経費であります。不用額459万1,000円は、自然公園利用事業等の経費節減等に伴う執行残であります。

次に、附属資料の3ページをお願いいたします。

繰越事業であります。

鳥獣保護センター改修事業は、2月補正で御承認いただいた経済対策であり、設計等に日にちを要したもので、全額繰り越ししております。現在設計が完了し、10月上旬発注の準備をしており、年度内の完了を予定しております。

次に、下段の自然公園観光施設整備事業、阿蘇山上ほか13カ所ですが、本事業も2月補正で御承認いただいた経済対策事業であり、設計等に日数を要し、全額繰り越しを

いたしております。6カ所は既に発注しており、他の箇所も含め、全箇所年度内の完了を予定しております。

自然保護課は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課の山本でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

次に、廃棄物対策課の決算について御説明をさせていただきます。

23ページをお願いいたします。

歳入でございますが、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入及び24ページの方に参りますけれども、繰入金、諸収入及び25ページの繰越金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

済みません、23ページにお戻りいただきまして、使用料、手数料につきましては、予算現額と収入済み額の比較で合計92万4,000円の差額がございますが、主な理由は、産業廃棄物の収集運搬業の更新許可の申請件数が見込みより少なかったため等でございます。

25ページをお願いいたします。

繰越金につきましては、公共関与推進事業で基本設計の業務委託を平成19年度から平成20年度に繰り越しをいたしましたので、これに伴う繰越金でございます。

26ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを御説明申し上げます。

まず、衛生費のうち公害対策費は、職員給与費でございます。

次に、環境整備費でございますが、これは当課が行っております廃棄物の適正処理、3Rの推進、公共関与の取り組みなどの事務事業に要する経費でございます。2,016万3,000円の不用額を生じておりますが、これは主に経費節減や最終処分場周辺環境整備等補助事

業及び産業廃棄物リサイクル等推進事業の実施に伴います補助金交付額の確定に伴うもの、また、産業廃棄物適正処理事業の実施に伴います検査業務などの入札に伴う執行残でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○野田水俣病保健課長 水俣病保健課長の野田でございます。座って説明させていただきます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料の27ページをお願いいたします。

歳入につきましてでございます。

まず、2段目の国庫補助金につきまして、不納欠損額、歳入未済額はございません。なお、2億4,900万円余、比較して収入が少なくなっておりますが、これは主に新救済策が実施されなかったということに伴いまして、検診等一連の業務が実施できなかったこと、それと、医療手帳あるいは保健手帳の所持者の方の医療費を負担しております水俣病総合対策事業補助の医療費、この支給実績が見込みより下回ったこと、こういったことによりまして国庫収入が減ったというところでございます。

国庫委託金につきましても、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、28ページをお願いいたします。

諸収入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

29ページの過年度収入についても同様でございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

30ページは、これは2つとも人件費に係るものでございます。

続きまして、31ページが公害保健費でございます。

不用額が4億2,600万円余と多額に上っておりますが、これは歳入のところで御説明しましたように、水俣病総合対策事業、これに係ります執行残、それと新救済策推進費、これに係る執行残、この2つが主なものでございます。翌年度への繰り越しはございません。

以上、よろしく願いをいたします。

○寺島水俣病審査課長 水俣病審査課長の寺島でございます。着座をさせていただきます。

まず、定期監査の結果についてでございますが、公表事項はございません。

それでは、資料の32ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

歳入につきまして、主なものにつきまして御説明いたします。

一番上の欄のところがございますけれども、予算現額と収入済み額との差額が1,604万5,000円ございますが、内訳といたしましては、2つ目でございますが、下の欄でございます公害健康被害補償事業事務交付金、これは水俣病の認定検診や認定審査などの認定業務に要する経費について2分の1が交付されるものですが、これとその下の欄でございますが、水俣病総合対策事業費補助、これは、水俣病認定申請者に対しまして医療費の助成を行う治療研究事業に要する経費につきまして2分の1が補助されるものですが、いずれも実績が当初見込みを下回ったため、それぞれ予算との差額が生じたものでございます。

次に、諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、33ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、主な事業につきまして御説明をいたします。

一番下の欄でございますけれども、公害保健費についてでございますが、不用額が7,473万8,000円となっておりますが、これは主に歳入で御説明いたしましたように、水俣病の認定業務及び水俣病認定申請者治療研究事業の実績が当初見込みを下回ったために生じたものでございます。翌年度への繰越額はございません。

以上、よろしくをお願いいたします。

○小原食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課長の小原でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

初めに、定期監査の結果についてでございますが、公表事項はございません。

資料の34ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、使用料、国庫支出金、財産収入及び諸収入、ともに不納欠損、収入未済額はございません。

次に、36ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございますが、2段目の民生費の消費者行政推進費は、消費者被害防止、利用者指導、消費生活相談及び消費生活センター、維持管理費等に係る経費でございます。

なお、備考欄に記載の消費者行政活性化事業2億5,200万円余は、国からの交付金を平成20年度に一たん受け入れた後、消費者行政活性化基金を造成いたしまして、その基金に対して支出したものでございます。ちなみに、この基金は、平成23年度までの3年間で取り崩しながら消費者行政の充実強化のために使用してまいります。

不用額306万5,000円は、消費生活センター

の清掃や保守点検委託等の入札残のほか、消費者行政推進対策事業及び消費者啓発事業等における経費節減に伴う執行残でございます。

また、3段目の農林水産業費の農業総務費は、食の安全安心の確保及び食育の推進等に係る経費でございます。不用額445万8,000円でございますが、食の安全セミナーや研修等を国と共催で開催するなど国等の事業を活用できたこと、並びに食の安全、安心確保対策事業及び食育総合推進事業費等における経費節減等に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○高野交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課長の高野でございます。よろしく申し上げます。失礼いたします。

初めに、定期監査の結果についてでございますが、公表事項はございません。

歳入、歳出について御説明を申し上げます。

資料の37ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、国庫支出金及び諸収入とともに、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、38ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、総務費の交通安全対策促進費は、交通安全総合対策の推進に係る経費でございます。不用額49万6,000円につきましては、指導奨励費等の経費節減に伴います執行残でございます。

また、総務費の諸費は、安全安心まちづくりの推進及び犯罪被害者等への支援に係る経費でございます。不用額161万8,000円につきましては、経費節減及び研修会開催が内閣府のモデル事業として採択を受けましたために、ほとんどの経費を国の経費で補うことができたことにより不用となったものでございます。

次に、39ページをお願いします。

民生費の青少年育成費は、青少年総合対策の推進に係る経費でございます。不用額181万5,000円につきましては、フォーラム、研修会等を国との共催で開催し、国の予算を活用できたことにより不用となったもの、並びに少年保護育成条例実施事業等におきます経費節減に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○吉田人権同和政策課長 人権同和政策課長の吉田でございます。よろしく御説明いたします。座って説明させていただきます。

初めに、定期監査についてでございますけれども、公表事項はございませんでした。

人権同和政策課の説明につきましては、この4月に人権同和对策課と人権センターを統合いたしました経緯から、旧人権同和对策課分と人権センター分に分けて説明をさせていただきます。

説明資料の40ページをお願いいたします。

まず、旧人権同和对策課の歳入につきまして御説明を申し上げます。

国庫支出金及び諸収入につきまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

3段目の欄の社会福祉施設整備費補助において669万円余の予算現額と収入済み額との差額が生じております。これは、国から町への直接補助であったこの補助金を、誤って県で受け入れる必要があると考えて計上したものです。また、その誤りに気づいた時期が遅かったため、取り消しの措置もできなかったため数字として計上したままになっておりました。今後は、このようなことがないように十分留意してまいります。

次に、41ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明いたします。

当課では、人権教育啓発の推進の事務を行っておりますが、総務管理費につきまして10

8万円ほどの不用額が生じております。これは、会議室の使用料やコピー費用などの事務的経費を節減したことに伴います執行残でございます。

次に、民生費の社会福祉費について708万円余の不用額が生じております。これは、先ほど歳入のところで御説明いたしました、国から町への直接補助を誤って歳出に計上したものでございます。

次に、旧人権センター分について御説明をいたします。

42ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金及び諸収入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、43ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明をいたします。

人権センターでは、各種の啓発事業を実施しておりますが、総務費の総務管理費につきまして999万円余の不用額が生じております。これは主にテレビを使って啓発映画の放送を実施しておりますけれども、放映料が私どもの見積額より大幅に安く入札されたことによる減額や、各種研修会や講演会の会場費用などの経費を節減したことに伴います執行残でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○小杉直委員長 以上で環境生活部の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か質問はございませんでしょうか。

○竹口博己委員 細かいやりとりになる前に、部長にお尋ねといたしますか、部長のお考えをお聞きしたいと思います。この決算委員会は、総務部に始まって、それから総合政策、地域振興、あと福祉もありました。で、きょうを迎えているんですが、各部長が指摘されている不適正経理についての取り組みの

報告がなされてきました。今も部長がされました、部内における取り組み。

それで、本当は環境生活部だけの問題ではありませんので、総務部長にお尋ねするのが筋かと思うんですけども、報告がありましたから部長のお考えをお聞きしたいんですけども、決まって各部長は、この問題が起きた背景に、職員の公金扱いに対する意識の希薄さというのを等しく弁明されています。そして、その問題に対する取り組みとして、例えば職員研修の開催をやったとか、あるいは、部内の全職員に対して法令を守れ守れという徹底、再発防止への意識の浸透を図りましたという報告だった、さっきもね、それが報告でした。

だけど、私は、この問題を冷静に考えて、全職員挙げて大騒動するテーマなのかと。恐らく、大方まじめな県職の皆さんは、公金を不正に流用する、使う、処理するという意識があって県庁職員になった人は、まずいないだろうと。だが、厳然と、年次ごとにそういうのが行われてきたというのは、この不適正経理というのが、県庁のあしき伝統といいますかね、一つの文化として根づいとったんじゃないかと。だから、幹部職員の、つまり先輩から奨励されたとまでは言いませんけれども、黙認された、あるいはそれをやるようになってるんだよという助言といいますかね、そういうのがあって行ったという。

こういうことを考えますと、恐らく全職員にそういうのを徹底したとき、多くのまじめな県職の皆さんは、何言ってんだと、あんたじゃないかと、言ってるあんたがそれを奨励したから——奨励というのはちょっときつい言い方かもしれませんが、あなたがそんなことを我々に教えてくれたんだと、それで、発覚したら大騒ぎして、全職員にその問題があるかのように網をかぶせてくるのはおもしろくないなという、そういう意識のある多くの職員が恐らくいるんじゃないかと、そういう

ふうに思われてなりません。

そこで、問題は、こういう誤った助言とか指導を幹部職員の方がやめるということが一つ、それからもう一つは、再発防止といえますか、そういう不正といえますか、県民の目から見れば不正ですよ。皆さん不適正という言葉をしきりにお使いになるんですが、不正なんですよ、これは。だから暴かれているのであって、この不適正経理処理がなされないように幹部職員の方が監視の機能というのを発揮していれば何もなかったんですよ。数少ない幹部職員の問題じゃないかと、こう思われてなりません。

したがって、今後の再発防止の取り組みとして、部長、これを聞きたいんです、実は。その再発防止の力点を、まじめな多くの県庁職員全員を挙げて大騒ぎするのではなくして、幹部の研修会という、幹部の意識改革というように力点を移すお考えがとおりかどうか、それをまず聞きたかったんです。

○駒崎環境生活部長 着座のままよろしいでしょうか。

今竹口委員から御指摘のありました件は、すべての点において御指摘のとおりであるというふうに感じております。一般職員にしまして、意識の徹底を図っておりますけれども、これは一般職員——先生がおっしゃったように、最初から不適正経理をしようと思って県職員になる者は一人もおりませんので、職場に入って、その職場のやり方を、前年のやり方を踏襲しながらする過程で、そういう長い職場風土、職場習慣に流されてしまった部分が大半であつたろうと思います。上司がそれを十分にチェックしてなかったところが原因であるというのは、まさにそのとおりであろうと思っております。

一般職員については、研修会などを、特に経理担当を行う者につきましては研修を行いましたけれども、決して幹部はそのらち外と

いうふうには思っておりませんので、研修につきましても、管理職を含めて受けさせていただきますし、私自身、4月1日に部長に就任しましてから、4月1日の各課長を集めた会議で、法令遵守は絶対に県職員としてやらなければならないことだということを徹底いたしましたつもりでございます。

適当、不適当な判断は、上司としての経験や知識に基づいて裁量の余地があるかもしれないけれども、適法、不適法という件に関しましては、幹部職員に裁量の余地はない、不適法の事務処理というのは、どんな背景があるにしろ許されないということを、幹部職員、各課長に直接厳命をいたしまして、法律はもちろん、条例、規則、会計の通知・通達、そうした事柄を含めて遵守をするようにいたしております。

それと、職員の指導に当たっても、だれが決定権を持っているのかというところを常に意識しながら、職員任せということではなくて、職員の仕事ぶりについては、課長、課長補佐、班長という組織立ってチェック機能を働かせるようにということも指示したつもりでございます。

県庁全体の事柄ということでございますが、まず、それぞれの部が、部長以下しっかりと取り組むことが県庁全体の改善につながっていくと考えておりますので、まず、私の職責である環境生活部においては、以上の点をさらに徹底してまいりたいと考えます。

○竹口博己委員 ありがとうございます。県庁の組織体として伝統的になされてきたことですからね、私の希望としては、この種の問題の原因究明のときに、職員職員と言って全職員に網をかぶせるのではなく、組織的なことが黙認されてきたとするならば、その職員の頭に幹部という2文字を公文書にも乗せて使うように、それをぜひお願いしたいというのが私の個人的な要望でございます。かわ

いそうです、多くの職員の皆さん。白けてくるでしょう。ですから、幹部がびしっとすれば、この種のことはある程度食い止められていくという思いがしましたので、部長にお尋ねしました。

ありがとうございました。

それから、ついでに一つ、水俣病保健課長さんの報告の中にありました、28ページ、29ページにありますけれども、28ページには、医療費の不正受給に伴う公金返還、それから医療機関からの返還がうたわれ、29ページには、扶養手当の申請誤りによる返納という報告がありましたが、これはどんなケースなんですかね、わかりやすく教えてください。

○野田水俣病保健課長 説明させていただきます。

まず、1点目の医療費の不正受給に伴う公金返還でございますけれども、これは水俣病の保健手帳というのがございます。医療費の自己負担分を負担したり、鍼灸手当を出したりとかしておりますけれども、その保健手帳をちょっと搾取、居住歴を偽って取得をされたという例でございます。大体1人暴力団関係の方なんですけど、お1人が——その方はまともに居住歴があった方なんですけれども、取られて、取った後に、割とこう簡単と言うといけませんけれども、できたものですから、居住歴のない方お2人に申請をさせた。

当時は、居住歴につきまして、住民台帳といますか、戸籍をずっと取るんですけれども、5年ぐらいしか今残っておりませんので、それ以前のやつは、戸籍の附票といますか、廃棄されております。ですから、その当時は、戸籍が廃棄されたよという証明書を出していただければ、後は本人の申し出で大体信用して手帳交付をしていたということで、そういう戸籍が昭和30年代とか住んでた

ときにないよということであれば、本人の申し立てで手帳を交付していたということでありまして、そういうことで、たまたまそういう暴力団関係の方がほかの案件で捕まってこちらの方が判明したということでございます。それで、お二人の方がそういった形で使われた全額を返納していただいたという例でございます。

なお、現在の状況につきましては、戸籍の附票だけではなくて、その後、公的な証明ということで、卒業証明書だとか、あるいは母子手帳だとか、雇用保険の支払い証明だとか、何らかのそういう公的な証明を出していただいて、それで居住歴を確認できれば手帳を発行するというふうになっているところでございます。

それと、医療機関からの医療費の返納につきましては、これはちょっと手続のミスといえますか、極端に言いますと、手帳を間違えたとか、対象にならないものがあるとか、ほとんど対象になるんですけれども、そういったものが、医療機関の方で間違ったものが返還されるというようなものでございます。

最後に、扶養手当の誤りでございますけれども、これは申しわけございません、単純な私どものミスでございまして、実は結婚していない、配偶者がいない場合の扶養手当が——実は、実のお母さんを扶養されてたんですが、その場合、県の規定上、配偶者がいない場合は1万1,000円出ます。結婚されて配偶者がいると、6,500円という形になって4,500円下がるというか、そういう形だったんですが、その手続を忘れ、チェックする方も忘れていたということで、4年間分ほどその扶養手当が余分に出されていたというのがわかりまして、その返納を20年度に求めたということで、年度後返納という形で平成16年から平成19年までの扶養手当を返納していただいたという分でございます。

以上でございます。

○竹口博己委員 ありがとうございます。

○小杉直委員長 関連して1つお尋ねですが、前段の療養費の不正受給の件ですね。私の記憶では、関係者が逮捕された強制捜査になったと思いますけれども、県警に対する告発をしたのか、あるいはどういうふうな情報の流れで県警が摘発の糸口につかんだのか、その点はいかがでしたか。

○谷崎環境生活部次長 その当時の水俣病保健課長でございましたので、私の方から答えさせていただきます。

これにつきましては、先ほど野田課長の方から報告いたしましたように、実際は警察の方で内偵をいたしまして、県の方から告訴するという形で手続をとらせていただきました。この手続の中で、本人に対して返還命令を出しまして、本人の方からこの分の返還をいただいたという状況でございます。

○小杉直委員長 野田さんがおっしゃっておりましたが、たしか暴力団が絡んだ事件ですかね、これは。

○谷崎環境生活部次長 そうでございます。

○小杉直委員長 わかりました。
ほかに。

○吉田忠道委員 2点ほど質問しますが、その前に、今竹口委員からの指摘のところについて、私は少し考えがちょっと違いますので、述べさせていただきます。

部長は、他の部と同じように、研修開催や例会等、全職員に対して防止意識の徹底を図ったと。むしろ私は、この徹底を図ったことをもう少し具体的に述べるべきだというふうに思いますし、竹口委員が言われるのはわか

りますけれども、私は、全職員に対して、この意識徹底を図らなきゃならぬと。私は、関係ないと思うこと自体がもう既におかしいというふうに思っております。大部分の人は、皆一生懸命やとるわけです。私も経験あります。だから、今度は、下の人たちが前の人たちに対しても助言できるような雰囲気をつくらないかぬというふうに思いますので、これは徹底的にやっていただきたいというふうに要望しときます。

次の質問ですが、説明資料の13ページ、環境保全課のところですけども、先ほどちょっと指摘事項のところの説明がありました。一番下の公害規制費のところに関連しますが、これは入札後に積算誤りが見つかったということなんですけれども、これは当然見つかるべくして見つかったのか、あるいは見落とす可能性があったのか、もしこのまま誤りを見落とすたらどういふ被害があったのか、その付近が1件。

それに関連しまして、支出済み額が1億ほどありますけれども、不用額が3,100万ほどあります。先ほど、このダイオキシン監視体制緊急整備事業に3,100万余り使っておられますし、さらに3,300万ほどの繰り越しも出ておると。この付近の関連をちょっと——なぜこれだけの不用額が出たのか、もう少し詳しく……。

○宮下環境保全課長 着座してよろしいでしょうか。

まず、最初の設計ミスが防げなかったのかということなんですけれども、説明の中でも申し上げましたように、私どもちょっと土木的な技術がないということもありまして、本来ならば土木の方と相談しながら設計をするんですけども、たまたまそのとき6月補正ということで日程的にも迫っていたということ、それから土木にお願いしたんですけども、なかなか向こうの方も時間的な余裕がな

いということで我々の方で設計をしたと。

その結果、単純なミスで、諸経費を0.04%というふうな積算をするところを、その0.04%のパーセントを勘違いしまして0.04というふうに掛けてしまったと。したがって、100万程度の設計金額の誤差が出てしまったということでございます。

ですから、我々のチェック体制も悪かったし、担当者もちょっとそこをうっかりミスというようなことで、今後は、先ほども申し上げましたように、土木部、それからまた、部内でも、いろいろ連携をしながら、チェック体制を整えていくという形で防止策を考えております。

次に、ちょっと不用額が多いんじゃないかということなんですけれども、この不用額の大部分は、昨年度移動測定車というのを導入しました。移動測定車というのは、大気環境——ふつうは測定局を置いているんですけども、やっぱりどうしても大気環境測定局だけでは不足する場合がございますので、それを補うために移動測定車という機動力のある測定車を配備しております。これは1台配備していたんですけども、もう1台配備して2台体制というのを整えたんですけども、その入札価格が半分ぐらいになったということで、かなりの不用額が生じたということでございます。

それから、先ほど、その測定車というのは、6月1日に常設測定局が運用開始になりましたので、それまでの間はその測定車でフォローしていたということでございます。

それから、もう1つ、測定車も持ちましたけれども、測定局の工事費も入札額が1,900万落ちております。4局増設しておりますけれども、その入札残ということになっております。

以上でございます。

○吉田忠道委員 今の件はわかりました。

次、水環境課の方の18ページ、ここでも不用額が1,000万ほど出ておりますけれども、先ほどの説明だと節水推進事業等で不用額が出たということだったんですが、これは節水事業というのは220万余りしか使っていませんよね。何でこんなに不用額が出たんでしょうか。

○小嶋水環境課長 18ページの公害対策費の節水のところの御質問ですけれども、これにつきましては1,048万円余不用額が出ております。名前のところは節水推進事業というような話になっておりますけれども、この中に地下水の採取の地下水保全条例という県の条例があるわけですけれども、この条例に基づきまして、地下水の採取量の報告というのを毎年度求めております。これが、地下水収支といいますか、大体どのぐらい水を採取されているかということの基礎的な情報になるわけですけれども、この地下水採取届を条例上出す必要があるわけですけれども、なかなか完璧に、例えば100%の届け出の収納にはならないものですから、こういったものにつきまして、ぜひ、県独自の緊急雇用対策というものも含めまして督促的なものをかけようと、そして原因も、どういう形でお出しにならないのか、そういったところを聞いてみようということで、この地下水採取の未報告者への調査指導事業というものを昨年度検討をしたわけです。

その事業に、それぞれ既定予算の中で執行残等を集めまして、その事業を計画したわけでございますけれども、実際、これが2月に実施計画をしたものですから、結果的に応札者がございまして、ちょっと流れました。これは非常に、やっぱり地下水の採取の井戸を回って指導してまいる事業だったものですから、少し無理があったなということで、そういった時期ももう年度末に迫ってございましたので、あえてまた同じような再入札という

ような方法ではなしに、モデル事業という形に変えまして、雇用対策の方で幾つか地下水の未届け者のところを回るような事業に組みかえました。したがって、残っております集めて事業をやろうと思っております予算の方が執行残となってきたという形になっております。

ただ、モデル事業でやってみまして非常によかったなと思っておりますのは、やっぱり通知をこちらからただ差し上げて出してくださいということではなしに、行ってみますと、もう井戸がなくなっているとか、あるいは書き方がわからないとか、そういうことが非常にわかってまいりましたので、21年度は改めてこういった事業をやろうかということで今計画をしております。

○宮下環境保全課長 先ほど私の説明でちょっと私が勘違いしてた部分がございますので、ちょっと修正させて……。

不用額が出たのは、測定車と言いましたけれども、測定車ではございまして、測定局でございます。測定局でなぜ誤差が出たかといいますと、不用額が大きかったかといいますと、当初は、あらゆる測定局は、上屋まで、要するに設計、予算化するときは予定していたわけです。ところが、保健所の空き場所があるとか、役場の庁舎の一部が使えるとか、そういうことがありまして、上屋等を整備する必要がないところが何カ所かございまして、その関係で工事費が落ちたということでございます。失礼しました。

○小杉直委員長 ほかにございませんですか。

○山本秀久委員 江津湖の関係はどこかな。自然保護課かな……。

○小嶋水環境課長 江津湖の水質の方は私ど

もの方ですけれども、管理の方でしたら河川の方になるかと。

○山本秀久委員 実は、江津湖の方を私よく通るんだけど、浮き草というかな、水草、あれがふえるまで何で取らないのかなと思うわけだ。少ないときに何で手を加えないのかな。多くなるまで何であんなに待っているのかなというのが私は不思議でしようがないんだよ。何でかな。その件についてちょっと聞いておきたかったので……。

○岡部自然保護課長 今水環境課の方からもおっしゃいました、管理等は土木の河川課でやっておりますので、詳しいことは河川課の方にお聞きしないとちょっとわからないんですけれども、うちの方でも、ウオーターレタスのことし異常な発生というようなことがありましたものですから、土木の方にお尋ねしたことがありましたので、その点をちょっと御報告させていただければというふうに思います。

ことし、ウオーターレタスを集めてバックホーで上に上げるわけですけれども、その集める機械が、ことし年度当初等に故障をしておりまして修理が必要になったという中で、今山本委員がおっしゃったように、始めるのがその機械の故障の関係でおくれたのが、異様な発生といえますか、拡大した原因じゃないのでしょうかというお話は何っております。

○山本秀久委員 これは、毎年おれは見てるんだよ。そうするとね、ふえるまで待ってるんだな。何でだろうといつも思う。今ちょっと22ページに、不用額が、自然保護課で300万以上の執行残が残っているね。何かそういう金が残るなら、なぜやらないのかなと思う。そうやって直しもしなきゃ……。

だからね、何であの浮き草——いつもおれは不思議に思うんだ。少ないときに何で取り

上げとかぬかなど。それをじっと待ってて、もうふえるだけふえてしまうまで待ってからようやくやっとする。あれがどうも不思議でしようがないんだ、私は。そういうのは、自然保護課とか河川課とか、そういう水資源とか、いろいろ絡むなら、そういう面の改革、改正というのは、毎年のことだからわかるはずだと私は思うけれども、何だろうかなど、それをちょっと聞いておきたかったんです。

○小嶋水環境課長 正確な答えになるかどうかちょっとあれなんですけれども、江津湖の場合には、水質監視を熊本市がずっとやっております。我々の方も、そうした公共水域——あそこは河川という形になりますので、全体的な水質監視の結果の報告は我々の方でも把握をいたします。最近、やはり窒素分というものが結構微増してきております。ですから、植物が生育しやすいと、そういう環境にはなっていると。

それで、今先生がおっしゃられましたように、ウオーターレタス、カナダモとか、いろんな外来種といえますか、そういったものが少しずつ、生育環境としてはどっと広がるような状況になっているということで、我々も、河川課なりあるいは熊本市の方とも連携しながら、できるだけ——あれは取るというのが一番の方法だと思いますので、そういったことも含めていろいろ検討しようと、そういうことを今始めようとしております。

○山本秀久委員 よくわかったけどな、毎年のことだから、そういうことをわかってて、また機械が故障したのなら、すぐ直してその間にすればいいし、そういうところが行政のちょっと違うところなんだよ、民間から見た場合。民間の企業は、そういうところはほととけないんだよ。すぐぱつとやるわけだ。行政は、それを何で金がかかるまで待つのかなと、いつも私は考えてしようがなかったわけ

だ。

だから、そういう点はよく考えてくださいよ。さっき話があったように、いろいろな問題というのを何かやるときには、決まりですとぽっと切るわけ、そうすると今度は、何かあればぽっとやる、打ち合わせもしないでやってしまう、後になって今度は問題が起きる、そういうことが行政の中で多くあるということは、一応頭に入れとってください。

○小杉直委員長 要望でよろしいですか。

○山本秀久委員 はい。

○平野みどり委員 2点だけ。

20ページの自然保護課の御船町の鳥獣保護センターに関してなんですけれども、2月補正ですので、当然時期的にも繰り越しをして今新たな展開をされているところだと思いますが、間違った理解だったらあれですけれども、鳥獣保護センター、鳥獣保護に特化した形で県としてやっていくと、テーマパーク的な部分も昔ありましたけれども、そういった部分は、御船町なんかにも関与していただきながら、残すのか、残さないのか、そこら辺は、どういう展望で今取り組んでらっしゃるのか。

○岡部自然保護課長 御船町の鳥獣保護センターにつきましては、本年度から事業内容を見直しまして、今委員おっしゃったとおり、傷病鳥獣の保護というようなことに特化いたして業務を続けるようにいたしました。

委員おっしゃったように、以前はバードカービングとか野鳥の観察会とかをやっておりましたけれども、そういう業務は、一応外すといいますか、見直しの中で取りやめというようなことで、傷病鳥獣の取り組みということでしております。

なお、土地関係についても、あそこが御船

町の町有地でございます、10月の半ばで契約が切れて町にお返しするようになったわけですけれども、そういう話し合いの中で、町の方も、あの土地の活用——近くにビール工場等も来ておりますので、そういったところとの関連で、いろんな活用をしようというふうなことで町長以下執行部の方ともお話しする中で考えておられますので、うちの方も自然保護課として御協力できることがあればいろんな御協力をしていきたいと。

例えば、日本野鳥の会支部が熊本にございますが、そういうところが何かやりたいようなときに、町への橋渡しをするとか御協力をするというようなことで、あそこの鳥獣保護センターの業務としてはなくなりますけれども、町の業務の中でいろいろな活用、そういうのを考えられる中で、協力していきたいというふうな御説明というか、お話は続けてはおりますけれども。

○平野みどり委員 県の方から町の方にそういった部分をゆだねられるということで、最初とても御船町の関係者の方も心配されてましたので、できるだけ活用できるような形で連携をして取り組んでください。よろしくお願ひします。

○小杉直委員長 ほかにございませんか。

○竹口博己委員 済みません。せっかくですので、一言発言させてもらいますが、駒崎部長は、私の先ほどの不正経理の発言は正確に受けとめていただいたものだと、理解していただいていると、私はそうっておりますが、吉田委員の方から、あたかも私が職員に対する研修の必要はないことを言ったかのような、そうとれるような発言が今あってましたから、私はそんなことは言ってないし、職員が不適正経理をしちゃいかぬということをご心得るのは当たり前なことなんです。それを

研修でたたき込むのも、これは組織体として当然のことですよ。そんな必要はないということには言っていない。

ただ、今回、県庁の組織体として行われた、このあしき伝統が発覚をして社会的な指弾を浴びた、つまり不正なんだという指弾を浴びた、そこに至ったのには、大きく分けて2つあると思います。

1つは、幹部に内緒でこそこそ下がやったのかという、もしやったとしたら幹部の監視機能が問われる、いずれにしても幹部の監視機能というのが問われる、それが1つ。

それから、もう一つは、伝統的にやるものだという文化が根づいている中で、罪悪感も感じないで、だれかがそれを踏襲してしまったとしたら、そういうことを根づかした、これも幹部に責任がある。

だから、こういう問題が起きたときに、全職員の精神の希薄さに原因がありましたと言って逃げる公式文書ばかりでしょう。幹部、それをチェックする、指導する幹部の責任というのが、一言もこれにはうたわれない、問われない、ちょっとどうだと。

したがって、再発防止ということを考えれば、県庁という組織体ですから、幹部に対する研修も必要だと、そっちに比重を移す考えはないかというふうに部長にお尋ねした、これが正確な私の発言でございますので、あえて釈明をさせていただきます。

○駒崎環境生活部長 多少私の御返事が偏っていたために誤解を招いたかもしれません。おわびを申し上げます。

竹口委員からお話があった趣旨、私は、民間会社にも幾つか不祥事があるときに我々が学ばねばならないと思いますのは、自動車のリコール隠しがあったりとか、あるいは消費期限切れの食品を販売してしまったりとか、消費期限切れのシールを張りかえたりとか、いろいろ民間会社でも不祥事がございます。

そのときに、ともすると幹部の方、社長とか専務とか副社長とか、そういう方々は、時として現場の職員が独断でやったというふうな、自分たちは知らなかったというふうな趣旨の発言をされることもあります。

しかしながら、今竹口委員からお話があったように、仮に現場の職員が勝手にやったとしても、それは管理職としての監督責任が不十分だと、日ごろの食の安全とか車の安全とかに対する教育が不徹底だということで、これは責任を問われなくてはなりません。もしそういう消費期限切れの食品を販売するというふうなものが常態化しているのであれば、そういう職場風土をつくり出した幹部の責任がやはり問われるべきであろうと思います。

そこで、私としては、現場の職員の責任だけをとって——今度の場合は、経理に当たった経理担当職員だけの責任を問うて、その人だけの問題に矮小化してはならないという趣旨に受けとめております。

したがって、幹部職員は、幹部職員としての責任と今後の対応を十分自覚して取り組む必要がありますし、また、一般職員の方は、幹部の——何と申しますか、これまでの伝統に流されるような漠然とした指示でありますとか、そうした不適正経理を見逃すような職場風土に流されることなく、一人一人が自覚を持って毅然として取り組む必要があるかと思っております。

そうした意味で、吉田委員の御指摘にもありましたように、おれは関係ないという職員が一人でもいては、また次の新たな職場風土につながっていきますので、自分に関係ないという職員は一人も出ないような一般職員の教育ももちろん重要だろーと思っておりますし、幹部職員としては、担当職員に責任を押しつけたり、あるいは担当職員限りの問題ということで問題を矮小化するようなことになってはならないという意味で申し上げたつもりでございます。

十分な御返事ができなくて申しわけございませんでしたけれども、竹口委員の御指摘も吉田委員の御指摘も十分理解しているつもりでありますので、今後とも、その理解のもとにしっかりと取り組んでまいります。よろしくお願ひ申し上げます。

○竹口博己委員 ありがとうございます。

○松村昭委員 自然保護課岡部課長にちょっと関連がありますけれども、お尋ねをしたいと思ひます。

まず、狩猟免許者が300何名か減つてるといふこと、免許取得者が——違ふのかな……

（「免許申請検査ですね」と呼ぶ者あり）申請者が減つてゐるわけ、申請者が予定よりか少なかつたといふことでしょうか。だから、予定しとつた前年度5,648件といふのは、平常そういう数字で出てくるといふことでしょうか。

まあ、言うならば300名近い人たちが取得をしなかつた、申請をしなかつたといふことですから、恐らく減つてゐるわけだな。だと私は理解したんですが、それがどういふふうに狩猟鳥獣の完全な定数とかそういうものを保護していく、それに影響するかといふことを考えながら今質問しているわけです。

実は、今異常にイノシシとそれからシカがふえてますよね。以前は、シカは、今から20年ぐらい前、私どもが山に登るときには、シカの鳴き声は聞いても、シカの生態を知ることとはできなかつた、それが事実なんですよ。山に登る人は——恐らく議会の渡辺先生は、特に毎週とか月に何回とか登つてゐるからよく知つてゐると思ひますが、そういう状況にあつたのが、今、山に行きさえすればシカはどこでも見られるといふ状況。それがどういふ被害を起こしているかは、岡部さんは専門家だからよく御存じですよ。それによつて、経済林としての山の価値が毎年毎年侵されてゐる、ここに私は心配をしてゐる。

例えば、伐採をしますよね。せっかく——去年熊本も、国の11の指定を受けて大きな製材工場をつくりました。これは、終戦後植林をしたものが成熟期を迎えて、外材に押されて国産材が使えないために、山村はもうどんどん疲弊をしてゐるという状況から、やつとここで立ち上がつて、林野庁がそういうものを提案して、全国に11の工場を指定して補助金を出してつくれたわけですね。それを熊本県も受けて、25億ぐらいの工場をつくつて、今製品が足らぬぐらい売れてますよ。ですけども、安いです。まだまだ外材が入りますから。

そういう日本の杉やヒノキのシフトを変えるといふような方向に少しずつなつていく中で、将来は60%ぐらいはそういうふうになければこの山が生きてこない、環境がもてないという状況にありますので、そういう意味からすると、非常に狩猟者が減つていくのは、もう今は高齢化でその原因もいろいろあります。免許取得に非常に難しい問題がある。試験があつたりして、当然かもしれないんですが。じゃあ、それに対応するもっと優しいわなの方法とか、初心者でもできるような方法とかといふのをやつてますけれども、それも徹底しないために、保護する方が、狩猟してとる方が少なくて、山で繁殖してゐる方が多いという状況にありますから、例えば50年、60年たつた杉が1本何千円かしますよね。それが一夜にして皮をはがれると、もう3年もすると腐れが入る。それと、製品として、まず一番いいところが製品にならないといふ状況ですから、そういうことを考えると、大きな被害が出てゐる、熊本県は。

しかも、今南の方がシカの被害が大きかつたけれども、最近阿蘇を通り越して菊池まで来ている、あるいは山鹿まで来ているといふ状況です。今調査をやつていただいておりますけれども、その結果を見て対策は立てると思ひますけれども、毎年、もう10何年私

は、このことについては、真剣にやらぬとその被害は拡大するだけで、熊本県の損失ですよと言ってきたんですけれども、なかなかその抜本的な対策が立ってない。毎年やっていますよね。やっていますけれども、それで追いつかぬ。生産と消費が追いつかなければ——生産というのはおかしいけれども、頭数がふえて被害がふえていくのに、その対策が立てられずに見とるということは、私は行政の大きな責任だと思っているわけですよ。だけど、課長さんたちは2年ごとにかわるけん、やりますやりますと。財政課にも、私もかけ合って毎年予算をふやすけれども、抜本的な対策は立てぬ。その間に10年間でこれだけの被害が出てしまったということは、これはもう本当に大きな行政の責任だと、私はそのように思っているんですよ。

例えば、余り長くなりますけれども、皆さん方が御存じないから、今からやっていく人もあると思いますが、山を切ったら植えますよ、植林をします。そうすると、それにネットを張りますよ。ネットを張ると、森林組合とか作業班とかというのは作業がありますけれども、そういうものに費用をかけただけの価値がない。10年するとその網が倒れますよね。そしたら、その後は、だれもが手入れするだけ、枝打ちをして大きく成長するように木を保護するだけ。ところが、今言ったシカの被害に遭えば、そういうお金をかけたものがどんどん減っていくという状況ですから、これはもう本当に一番の原因は、そのシカをとらなければどうにもならぬ。

しかも、岡部課長、この間行ってもらって、大体夕方になると30頭ぐらい、一緒に30頭。奈良じゃないですからね、そこら辺の山に30頭も一緒に。この間調査に行ってくださいと言ったら、18頭おったという話でした。そのくらいふえてるわけですから、皆さん方も心して、部長も、予算を——何とか予算の前に、どうすればシカを減らすか、これはも

う環境をこれだけ——例えば山江地区なんか、あのきれいな谷がありますよ。自然林が非常に多い。ところが、そこも下木は、下草というのは、もうなかなか専門語でわからぬでしょうけれども、腐葉土が落ちて小さい草が生えることで、水分を、雨が降ったのを保水しているわけですね。その保水力がなくなって、もう岩肌が出ている。それは、シカも毎日そこら辺で遊んでいるから、そのくらいシカがおるわけです。だから、うそと思うんだったら、行って見ていただければ参考になると思います、今後。

だから、そういう状況ですから、これはもう岡部さん一人じゃどうにもできぬ話だから、いつも言ってるでしょう。だから、みんなが知って、環境環境と言いながら、将来は、そういう水も不足するような事態になるんじゃないか。あるいは、山はせっかくふえても、経済を考えれば投資をしたものが返ってこない状況で、これはもう毎年毎年荒らされているから。

今から3年前に、県の立ち会いで、10年間被害に遭ったところを1ヘクタール切ってみましたよ、全部。そしてやったら、大体500万円、あるいは1,000万円あるはずの山が、木が生産できるものが2分の1しかなかった。これはもう林野庁にも報告させましたけれども、それが現実ですから——全部そういうふうにはありません。部分的にはそういうところももうどんどん出てきているということですから、皆さん方、緑豊かだななんて言っているけれども、やっぱり中に入って、そういう大きな問題があるということを認識して、環境部長は、財政課ともひとつ真剣にこの問題は話し合いをしていただいて、やっぱり国家の損益——まだ山村の損益だけじゃないですよ。これはせっかく、方向としては、国産材時代をつくろうと、200年の家をつくりましょうなんて建設省も打ち出していますよね。だけど、そう言いながら、一方ではそう

いう被害がどんどんふえているという状況ですから、しっかり考えていただければと思いますが、部長いかがでしょうか。

○小杉直委員長 切実で重要な訴えですので、部長、答弁をお願いします。

○駒崎環境生活部長 もうかねてから松村委員には御指導いただいている問題でございます。球磨郡内の各町村からの要望の際にも、しばしば要望事項の一番手か二番手に上がるテーマでございますので、事態の深刻さというのは、それぞれの場面で痛感いたしておるつもりでございます。

もう頑張ると申し上げるしかないんですけども、簡単に申し上げますと、対策としては、1つは、シカの数を減らすということとあわせて、まず、シカができれば山奥の本来の生息地にとどまるような工夫が要るのかなと思っております。全国的にも、やっぱり耕作放棄地でありますとか、里山の管理が不十分なために、シカがどんどん生息地域を広げているために畑に来ることもありますし、近くにある樹木の樹皮をかじってしまうということがあるようでございます。

そうしたことで、農政部とも連携して、まず、やはり農村の原風景をしっかり回復することが、シカを本来の生息地に押し戻すことになるのではないかとこのように考えております。

それから、今度は、とったシカの肉が売れば、経済的価値を生み出せば、とる人もふえてくるというところがございます。五木村では、阿蘇ファームランドでシカ肉の販売なども始めておられますので、これは商工との関係になりますけれども、できるだけ商品流通ルートに乗るような形で工夫ができないか。幾つか——かつて平野委員からは、食品のレシピの開発とかという御指摘をいただいたこともございますけれども、シカの食肉は

脂肪分が少なく健康にはいいというふうな話も聞きますので、そうしたことで、できるだけシカの生息域を本来の姿に戻すことと、とったシカの肉が商品価値、経済価値を生むような工夫をしていきたいと思っております。

それから、やはりシカは住民登録してませんので、県境を越えて移動していますので、宮崎や鹿児島など関係県と連携をとって、イタチごっこにならないような工夫も必要かと思っております。そうした努力を重ねまして、あわせて予算の確保にも努力して、シカの捕獲、そうした事柄についても一層努力してまいりたいと思っております。

具体的なお答えはまだちょっとできませんけれども、よろしく願いいたします。

○岡部自然保護課長 松村委員からの御指摘があった点で、少し数字を御説明させていただきたいと思っております。

狩猟者が少なくなっているのではないかとこのように御指摘がありまして、平成12年、13年が約5,400～5,500、5,400人前後の狩猟者の数でしたけれども、ちょっと古いですが、平成19年で約1,000名減りまして4,400名程度になっておりますので、委員の御指摘のとおり狩猟者の数自体も減っているというような状況でございます。

また、狩猟者の内容を見ますと、鉄砲で撃つ方の減少が激しくて、わなでとられる方は若干増加というような内容の数字の変更等が中身ではあっております。全体的には減っているというふうな委員の御指摘のとおりでございます。

それと、ここの資料の約300件少なかったというものにつきましては、狩猟につきましては、狩猟免許者、免許を持っている方と、免許を持っていてもその年狩猟をするかどうかということで、登録の制度もございまして、この約300件のうちと言いましたのは、減額の56万5,000円で一番大きいのは、登録をさ

れてない方、300を超える人数の方が、免許は持っているけれども、ことしは狩猟登録はしないという方、ことしは狩猟を行わないという方で55万円ぐらいの減額になっておりますので、数自体も減っておりますけれども、20年度の場合は、狩猟登録を行われない方が非常に見込みよりも多かったという数字で、この比較の減額が出ております。

それと、ことし、委員が発言していただきましたけれども、県下全域でシカの生息頭数の調査をしております。10月、11月に結果が出るようになっておりますが、その結果をもとに3年前に同じ箇所調査をしておりますが、それも増加あるいは減少の中で、どういう対策をとれば——生息密度が一応7,000頭、県内の目標生息密度にしておりますので、それに導いていけるかというようなことを検討いたしまして、来年度予算要求等にも反映させていきたいというふうに思っております。

なお、概略で一応速報を聞きましたところ、シカの生息頭数は、シカのふんですね。ふんの数を数えまして生息頭数を推測するわけですが、ふんの量自体は、全県的に減っている数字が出ております。

ただ、松村委員御指摘のように、以前シカのふんがなかった菊池、先ほど言われました山鹿あたりで、以前見られなかった地域でふんが見られるようになったということで、頭数自体はもしかすると減っているのかもしれませんが、生息の範囲は、委員御指摘のように広がっている、山間部から中山間地の方に生息域が拡大しているのではないかというふうな感じは持っておりますので、その結果が出てくればまた御報告なりができると思います。

それと、1つ申し添えますけれども、以前は自然保護団体の方がシカを駆除するということがかなり御意見等も賜ったことがございましたけれども、最近松村委員が御指摘に

なりましたように、下草が全然ないような山も多数見受けられるようになりました。その下草の中には希少な野生の植物等が生えておりまして、それがなくなってしまったというような声が出ております。そういう関係もありまして、自然保護団体の方も、シカの頭数管理といいますか、駆除に対しては、以前に比べますと御理解を示していただくような機会が非常に多くなってきているのは確かでございます。調査結果を踏まえまして、部長もおっしゃいましたけれども、全力を挙げてシカの頭数を適正な密度に持っていけるように頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○松村昭委員 今調査をやってますけれども、熊本県だけでやってるの、九州全部。

○岡部自然保護課長 ことしは、宮崎とうちがやっております。昨年は大分がやりまして、鹿児島は、まだやっておりますけれども……。

○松村昭委員 例えば、白髪岳の向こうは宮崎ですよ。こっちから猟師さんが追えば、県境を越えて宮崎——宮崎と一緒に調査すればわかりますよね。ただ大分は、もうすぐ蘇陽の先はそうでしょう。宮崎か、高森の先、そういうふうに移動してますので。

なぜ移動するかと、以前は尾根に、クマザサとか山竹という非常に密集したところには、そういう草が、好む草があったんですよ。山竹というのも、ほとんど山へ行ってもありません。これはもう冬もいつも同じような状態にあったんですが、それはほとんど見られない。

それから、クマザサも、尾根づたいに行きますとほとんどあったんですが、これもほとんど食い尽くしてないという状況ですから、

こちらで追えばすぐ宮崎に行ったり大分に行ったりするから、調査を九州全部で一回やったらどうですかね。そうして、本当に実態を調べぬと、大分のシカが熊本県に来ぬというわけじゃないですからね。それはもう熊本県だけが調べても、そのときに猟師さんたちが一斉に駆除をやってれば、宮崎や大分に行くと。同じ宮崎で調査した日とこっちで月日が違えば、またこっちに来るか、向こうに移動して実態がつかめないという心配がありますね。ですから、そういうものを、九州の何か会議かなんかで提案をして、調査を一回本当に抜本的にやっとく必要があると。そして、各県同時にそういう対策を立てていく、そうせぬと全体的に九州のシカは減らぬ。

以前、なぜ今日のようにふえたかという、営林、今の森林管理局は、ほとんど林道はシャットアウトでかぎをかけていましたよ、鎖でね。だから、猟師が山に入れぬものですから、入ったら非常にやかましゅう言うものですから入れなかったと、許可がとれなかったということがあって、みんなシカがそこに逃げ込んでいくという状況があったんです、10年前ぐらいは。それは、林野庁に私も強く要望して、開放するように言ったけれども、やっぱりそれでも今言ったような県境を越えて移動するから非常に難しいんですよ。イノシシの逃げる範囲というのは決まっているけれども、そう広くないですけども、シカは非常に広い。ですから、これは九州で一回提案をして調べていただいて、将来のためにどうするか、本当に林野ともしっかり話し合いをしていただく必要があるというふうに思っております。

これはもう私がずっと言ってきたけれども、減ってないから言うんですからね。これはもう小手先の手当をつけて、いろいろ皆さんが努力していることはわかる。範囲内の予算でやっていることはわかるけれども、それで追いつかぬから、追いつかぬだったら結果

的には経済的にそれだけ損失が出ているということですから、それはもう岡部さんも御存じですから、真剣に——真剣にはやっとならして、部長、よろしくお願いします。

長くなりました。

○小杉直委員長 総合的に九州全域で調査したらどうかということですが、益田次長は詳しくなかったかな、シカのこと。

最初に、岡部自然保護課長。

○岡部自然保護課長 大分、熊本、宮崎、鹿児島4県で、九州脊梁山地シカ広域一斉捕獲推進会議というものを設けておりまして、メンバーとしては、九州各県、それと林野庁の方、森林管理局の方も入ってきていただいておりますので、松村委員今御指摘の、調査するのも4県一緒に同じ年度というようなことをおっしゃっていただきましたので、この次の会議でそういうことを提案する中で対応していきたいというふうに思いました。

○小杉直委員長 それを後押しする意味で、益田次長。

○益田環境生活部次長 私の方も、こういう問題があるということで、ことし6月ごろに現地の方にお伺いさせていただきました。松村先生の林のところまで行きまして、非常に立ち枯れしている状況についても見させていただいたところでございます。確かにその途中でも子ジカを1匹見ましたので、結構やっぱり山の中にシカがふえてるんだなということは実感したところでございます。

先ほども部長からも申しましたように、いろんな減数につきましても当然でございますけれども、ほかの対策についても、我々としても一生懸命取り組んでいきたいと思っております。頑張っていきたいと

思います。

○小杉直委員長 委員長からもしっかり取り組むようお願いしておきます。

ほかにございませんか。

○小早川宗弘副委員長 ちょっと参考までに、監査結果公表事項の中でまた岡部課長には質問ですけれども、この野生動物レッドデータブック、これはちなみに幾らの予算で、何部ぐらいつくられとって、大体どういったところに配布されてるんですか。

○岡部自然保護課長 300部印刷いたしまして、費用は230万円余の当初の印刷費でございます。配布先は、県庁内の公共事業に使われる部分で、環境調査等をされる部分にお配りするとか、それと委員の方にもお配りするんですけれども、県の新館の方の1階の方にありますあそこで一般県民の方にも配布するというようなことで、配布計画等はつくっております。

○小早川宗弘副委員長 じゃあ、結構1冊当たりの単価というのは高かいですよね。1万弱というか8,000円とか。300冊で230万円ということであれば、かなり立派な成果品ですけれども、これは何回目の改訂版で、何カ月ぐらい作業にかかれたんですか。

○岡部自然保護課長 先ほど御説明申し上げましたけれども、10年前に——ちょっと今から委員の方にお配りしたいと……。

○小杉直委員長 それは、もう訂正した分ですか。

○岡部自然保護課長 はい。

○小杉直委員長 後で返したらいいんでしょ

う、これは。それでは答弁をどうぞ。

○岡部自然保護課長 この配布の予定価格ですけれども、1冊9,200円の見込みでございます。県のホームページにも掲載するようにいたしておりますので、パソコン等を扱われる方は、買われなくてもホームページ上で閲覧といいますか、ごらんできるようになると思います。

○小早川宗弘副委員長 それと、作成期間は。

○岡部自然保護課長 これまでの経過を申し上げますと、19年の夏ごろに、先ほど申しましたけれども、検討委員会の方でレッドデータブックを作成しようという話がまとまりまして、平成20年の夏場までには全員原稿を提出する中で印刷にかけようというお話し合いができました。

実際、原稿の提出が最終的にありましたのが3月、一番遅いのはことしの3月になって提出があったもの、または、提出がありましたけれども何回となく修正のお願いがあるもの等がありまして、なかなか入札がかけられないような状況もございまして、ことしの3月末に一応改訂版を発行いたしました。10年前のを改訂した分ですね。

○小早川宗弘副委員長 校正したり、チェックしたり、あるいはダブルチェックしたり、そういう期間はもうほとんどなかったということですね。

○岡部自然保護課長 副委員長御指摘のとおり、ほとんど校正といいますか、ゲラの校正等は、委員の方にお返ししてゲラ校正をする時間はございませんでした。県の方と委員長であります熊大の内野会長の方と全般的な校正等はできる時間がございましたけれども、

執筆された各委員の方への時間がございませんでしたものですから、執筆された方には、もう最終修正がないような状況で、電子データ上の提出をお願いして印刷にかけたようなところでございます。

○小早川宗弘副委員長 そうすると、委員の方から、改めて、ここは違うよというふうな指摘があったわけですか。

○岡部自然保護課長 先ほど申しましたけれども、4月に記者発表いたしましたして、5月に委員会を開催いたしました。その前に、記者発表と同じ時点で、各委員の方に、前回改訂前のやつというか、修正前のやつをお配りしておりましたので、その委員会の時点で、各委員の方から、誤記修正するべきところがあるよというようなことでの御指摘をいただいたところでございます。

○小早川宗弘副委員長 できれば、その委員会が終わった後に製本にすればよかったかなというふうに単純に思うわけですが、それは、年度のコストは、いろいろ不適切な何とか何とかというふうなことで、またこういう結構専門性の高い書物かもしれぬですが、そういうふうな背景もあったわけですか。やっつけ仕事というか、もうやっちゃんやっちゃんみたいな感じでやられたというのは、3月末に。

○岡部自然保護課長 副委員長が御指摘のとおり、かなり専門性が高い本でございまして、今お手元にある部分の各種目ごとの記述内容については、職員等でなかなかチェック、校正できる内容ではございませんので、会長については、全般的な前段の記述とか校正、あるいは最後のまとめ等については職員と校正ができておりますけれども、それぞれの分野ごとの記述については、職員での校正

といたしますか、ゲラチェックはなかなか難しいところがございます。先ほど言いましたけれども、提出がおくれる中で、最終的には委員にお返ししてのゲラ校正ができなかったというふうなことでございます。

○小早川宗弘副委員長 課長がおっしゃったように、余裕を持ってスケジュールは組んでから、せっかくなはるけん、300何カ所も間違いがあるということで、そういう修正、誤字脱字関係はできるだけ少なくまとめていただきたい。

○岡部自然保護課長 つけ加えさせていただきたいと思いますが、記述の訂正、学名の誤り、未記入は、先ほど374カ所と言いましたけれども、この中には、執筆の方が見直しの中で新たに変更を——ここは阿蘇山麓と書いていたけれども、東部阿蘇というふうなことで記述を変えてくれということで変更を加えられた部分が132カ所は含まれておりますので、その分は大体3月の時点では差し引いた分の修正になるというふうに思っております。

○小早川宗弘副委員長 わかりました。野生動物レッドデータブックということだったものだから、もうちょっと百科事典みたいな感じで、小中学校に配られる本なのかなというふうな感じで思っております、かなり専門性の高い、余り私どもが見てもよくわからぬ本だったものですから。

以上です。

○小杉直委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、以上で環境生活部の審査を終了いたします。

これより午後1時まで休憩いたします。お疲れさまでした。

午前11時51分休憩

午後1時1分開議

○小杉直委員長 それでは、時間ですから委員会を再開します。

これより農林水産部の審査を行います。

まず、農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順番に説明をお願いします。

初めに、廣田農林水産部長。

○廣田農林水産部長 まず、今回、本県の国庫補助事業事務費の執行につきまして、会計検査院から指摘を受ける見込みとなったことにつきまして、県民の皆様、委員の皆様にご迷惑をおかけを申し上げます。

会計検査は、農林水産省、国土交通省所管の補助事業に係る事務費について行われました。会計検査院からは、本県の自主調査で判明した預け金、差しかえのほか、一括払い、翌年度納入等の会計処理上の不備や補助対象外への補助金充当等について指摘を受ける見込みです。

指摘見込み額は、農林水産省所管では、国庫補助金相当額で3,200万円余、事業費ベースで約6,600万円余となっております。

検査結果につきましては、広く情報を公開し、県民の皆様にご説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

指摘を受ける背景については、自主調査でも明らかになりましたが、職員の意識の希薄さや決まったチェック体制がとられていなかったことが挙げられます。

また、一方では、現行予算が一会計年度内に処理しなければならないという単年度予算の問題や国から事務費の使途が必ずしも明確に示されてこなかったこと、事務費の使途が限定されており、弾力的な運用ができなかったことなど、制度面の問題もあるというふうに考えております。こうしたことを会計検査

院にもお伝えして協議を行ってまいりましたが、結果として指摘を受けることとなったものです。

県では、自主調査後の本年3月に再発防止策を策定しており、今回指摘を受けるものについても、既に今年度から改善を図っております。

また、国に対しては、補助金の使途基準の明確化や一括交付金化など、よりわかりやすく、より使いやすい制度となるよう、改善を求めてまいりたいと考えております。

続きまして、平成20年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において施策推進上改善または検討を要するものとして御指摘のありました事項のうち、農林水産部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目は「今回の物品調達等に関する不適正な経理処理が行われたことについての原因分析を行い、予算執行手続、チェック体制の整備、物品調達システムの見直し等を行うこと。」でございます。

不適正な経理処理が行われた背景、要因として、職員の公金に対する意識の希薄さ、予算の使い切り、納品検査の形骸化、予算流用手続の制約などが挙げられます。

農林水産部といたしましては、本年3月に策定された再発防止策に取り組み、法令遵守の徹底、全職員を対象とした職場研修の実施や納品検査体制の見直しを行いました。また、緊急的な対応が必要な場合の措置として、筆頭課に予備的に備品購入費予算の確保などに取り組んでおります。また、国に対して、補助金の交付金化、使途の弾力化などの要望を行ったところでございます。

自主調査と今回の会計検査の結果を踏まえて、職員一丸となって、このような不適正経理を二度と起こさないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目は「収入未済の解消については、関

係部局においてそれぞれ努力の跡が見られるが、財源確保及び負担の公平性の観点に立ち、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じること。」でございます。

農林水産部では、2億5,000万円余りの収入未済が発生しております。

このうち、まず農業改良資金貸付金償還金につきましては、各地域振興局が、農業改良資金債権回収マニュアルに基づき農協等と連携し、債務者本人との協議及び督促を実施しております。

次に、林業・木材産業改善資金貸付金償還金及び沿岸漁業改善資金貸付金償還金につきましては、地域振興局及び事務委託機関である県森林組合連合会、漁業協同組合等と連携して債権回収に努めました。

次に、国営土地改良事業直轄負担金につきましては、債務者である土地改良区に対して納付催告を行うとともに、受益農家からの納付促進を図る手段として、特に大口滞納者への催告を強化するよう指導を行い、加えて、地域の実情に応じた営農支援活動、合同臨戸などの諸対策を土地改良区とともに実施しております。

次に、公害防止事業費事業者負担金につきましては、滞納処分による債権回収という処理方針で取り組んできており、現在、強制徴収による債権回収を進めております。

また、牛深漁港における漁港施設使用料につきましては、訪問による督促等を定期的を実施するとともに、分納誓約書に基づく納入指導等を行っております。

今後とも、引き続き未収金の回収に努力してまいります。

3点目は「県産農産物のブランドを確立し、元気ある本県農業にしていくために、生産者が競争力のあるよい作物をつくれるよう、農業研究部門の重要性を認識した取り組みを行うこと。」でございます。

農業研究センターでは、本県農業を取り巻く課題を技術面から解決すべく、試験研究の選択と集中化を図りながら、県オリジナル品種の育成や新技術の開発を進めるとともに、喫緊の課題である近年の気候温暖化や燃油・飼料高騰に対応した農畜産物の生産安定のための技術開発に取り組んでおります。

また、試験研究では、高度な専門性が求められていることから、東海大学や県立大学と交流協定を締結し、共同研究や研究員の交流などにも取り組んでおります。

予算につきましては、外部資金を活用するなどにより、研究予算の確保に努めているところでございます。

4点目は「熊本県林業公社については、林業公社経営改善推進委員会の提言等に基づく経営改善への取り組みが着実に実行されるよう、引き続き助言、指導及び監督を行うこと。」でございます。

林業公社につきましては、これまでさまざまな経営改善の取り組みを進めてきたところですが、長期にわたる木材価格の下落、低迷等により、借入金の解消など、将来的な収支見通しは依然として厳しい状況となっております。

県では、林業公社が熊本県林業公社経営改善推進委員会から提言された追加的な改善策に取り組むよう指導を行っており、平成20年度におきましては、長伐期化の推進、分収割合の見直し等の取り組みが着実に進められたところであります。

今後とも、経営改善への取り組みが着実に実行されるよう、林業公社に対し、支援、指導を行ってまいります。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の平成20年度決算の概要について御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、収入済み額は361億6,206万円余で、調定額に対する収入率は99.2%、収入未済額は2億7,926

万円余でございます。

次に、歳出決算でございます。

予算現額726億6,830万円余に対しまして、支出済み額627億3,857万円余で、86.3%の執行率となっております。

なお、予算現額に対して支出済み額が99億2,972万円余下回っておりますが、その主な理由は、翌年度への繰越額78億5,006万円余などによるものでございます。

また、不用額は20億7,966万円余でございますが、一般会計における補助事業等の内示減や経費節減等による執行残、農業改良資金特別会計において、貸付金枠に対し需要額が下回ったことによるものでございます。

以上が農林水産部関係の決算の概要でございます。

詳細につきましては各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。また、先ほど御報告を申し上げました会計検査の状況の詳細について、関係課長から報告をいたさせます。

以上、どうぞよろしく御願いを申し上げます。

○小杉直委員長 引き続き各課長の説明をお願いしますが、自己紹介の後、着座して説明をしてください。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課の白濱でございます。よろしく御願います。

本年度定期監査での指摘事項として、農業公園使用料の未収金がございますが、これにつきましては、収入未済に関する事項でございますので、歳入の説明の際に御説明いたします。

それでは、お手元の決算特別委員会説明資料に沿って説明させていただきます。

農林水産政策課の歳入につきましては、2ページから6ページまででございます。なお、予算現額と収入済み額につきましては、

差額が大きいもののみ説明させていただきます。

説明資料の2ページをお願いします。

不納欠損額はございませんが、上から4段目、使用料のうち農業公園使用料につきまして、105万円余の収入未済額がございます。これは、農業公園内にあるレストランの使用許可を受けていた方が、経営悪化により滞納が生じたものでありまして、本年度の定期監査において指摘を受けているところでございます。

未収金につきましては、滞納者に対しまして、訪問及び電話によりまして督促を継続して行うとともに、分納誓約書を徴取し回収に努めたり、9月30日に第1回目の支払いとして5万円の納付があつているところでございます。

4ページをお願いします。

下から3段目の不動産売払収入のうち土地売払収入において、予算現額と収入済み額との比較で1,100万円の減額となっております。これは、合志市の工業団地拡張のための用地として、農業研究センターの土地の一部を売却したものでありまして、土地鑑定評価額の下落に伴うものでございます。

下から2段目の不用品売払収入につきましては、1,158万円余の増額が生じておりますが、これは農業研究センターの家畜売り払い代金等及び林業研究指導所の不用機械売り払い代金の収入増でございます。

下段の農業研究センターにおける生産物売払収入につきまして、469万円の増額が生じておりますが、これは市場価格の変動に伴う収入増でございます。

6ページをお願いします。

1段目の違約金及び延滞利息のうち、工事契約違約金として787万円の増額が生じておりますが、これは八代地域振興局における工事の契約解除に伴う違約金等でございます。

次に、歳出につきましては、7ページから

11ページまででございます。

不用額のうち経費節減に伴う執行残につきましては、各課に共通する事項であります。が、厳しい県の財政状況を踏まえ取り組んだ結果であります。

7ページをお願いします。

総務費の一般管理費につきましては、翌年度繰越額及び不用額ともございません。

下段の農業総務費の翌年度繰越額8,668万円余につきましても、家畜改良センター熊本牧場跡地再編整備事業分でございますが、後ほど繰越事業調べの中で説明させていただきます。不用額3,845万円余がございますが、これは経費節減に伴う執行残及び人件費の執行残でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

翌年度繰越額はございません。

8ページ下段の農業研究センター費の不用額3,117万円余、9ページ上段の農業研究センター費の不用額502万円余、3段目の林業総務費の不用額438万円余、4段目の林業振興指導費の不用額558万円余につきましては、それぞれ経費節減に伴う執行残及び人件費の執行残でございます。

10ページをお願いします。

翌年度繰越額はございません。

1段目の林業研究指導所費の不用額372万円余、4段目の水産研究センター費の1,098万円余につきましては、それぞれ経費節減に伴う執行残及び人件費の執行残でございます。

経費節減の主なものといたしましては、共通的なものとして、定時退庁日の徹底や時間外縮減週間の設定等による時間外勤務手当の縮減、コピー用紙の両面使用の徹底や会議資料の作成部数の削減などによる事業費の縮減、公用車の利用や電子メールの活用による出張回数の減などによる旅費の縮減によるものでございます。

続きまして、附属資料の1ページをお願い

します。

繰越事業について御説明申し上げます。

先ほど申し上げました家畜改良センター熊本牧場跡地再編整備事業におきましては、8,668万円余の繰り越しがございました。

この事業は、農業研究センターの採草地に対する地元からの売却要望を契機として、県が所有する国の家畜改良センター熊本牧場跡未利用地を再編整備し、農業研究センター等による利活用を図るものでございます。

繰り越しの理由でございますが、平成20年度6月の肉づけ補正予算で御承認いただいた後、実施設計を行い、工事に着工する予定でございましたが、隣接する農業公園では、秋冬にJA植木まつり等の大型イベントが集中する時期でございましたため、来園者の安全等を考慮しまして、秋冬の工事を避け、繰り越したものでございます。現在、11月初めの竣工予定で工事を進めているところでございます。

農林水産政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室の牧野でございます。よろしく申し上げます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

まず、団体支援総室でございますが、当総室には、本年度定期監査におきまして、指摘事項といたしまして農業改良資金、それから林業改善資金、それから沿岸漁業改善資金、それぞれの貸付金償還金の未収金の解消について指摘事項としていただいております。これにつきましては、収入未済に関する事項でございますので、歳入の説明のときに御説明いたします。

それでは、12ページでございますが、まず一般会計でございます。

一般会計の歳入について、12ページから14ページまで記載しておりますが、繰入金、諸収入については、いずれも不納欠損額、収入

未済額はございません。

主な項目について御説明いたします。

まず、13ページをごらんください。

上から4段目、ちょうど中ごろですが、県低利預託基金貸付金回収金という項目がございます。右の方、予算現額と収入済み額との比較で468万8,000円の減額となっておりますが、この貸付金は、農業経営におけます短期の運転資金の融通の円滑化を図るものでございますが、その資金の需要の見込みが下回ったことによるものでございます。

次に、飛びまして15ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございますけれども、15ページから17ページまでありますが、主な項目を御説明いたします。

まず、15ページ、一番下の段に、農業金融対策費がございます。不用額3,128万2,000円がございます。この事業は、右側の備考欄にずらっといろいろ事業が書いてございます。備考欄の大きな2番で、例えばでございますが、農業近代化資金の助成といったことで、これは主にこの項目では農業関係の制度資金の利子補給事業等が含まれております。それぞれ各資金での需要が見込みを下回ったことなどによりまして執行残が生じているものでございます。

16ページをお願いいたします。

16ページから17ページにかけてまして、16ページが一番上の農業協同組合指導費、この不用額が467万8,000円、それから下から2段目の林業振興指導費、同じく不用額で145万4,000円、それから次の17ページをごらんいただきまして、上から2段目、水産業協同組合指導費、不用額が232万6,000円でございます。これらは、それぞれ総合農協、それから森林組合、それから漁業協同組合等につきまして、法令に基づく検査、それから経営指導、これを行う事業でございます。事業事務費に関しまして、経費節減に努めた結果、不用額が生

じているというものでございます。

続いて、18ページをお願いいたします。

これは農業改良資金の特別会計でございます。

まず、18ページは歳入でございますけれども、ここでは上から3段目、諸収入の中の農業改良資金貸付金償還元金でございますが、右側の方、収入未済額で4,837万5,000円の収入未済がございます。これは、農業改良資金の借入者の主に農業経営の悪化等によりまして償還金の延滞が生じているものでございまして、本年度の定期監査でも指摘を受けておるところでございます。償還の延滞が生じた場合には、本人、それから連帯保証人と直接面談いたしまして、経営状況の把握、分納等による回収に努めているところでございます。

この農業改良資金につきましては、本年9月末までに、収入未済のうち284万3,000円収入済みでございますが、引き続き農協等と連携をとりまして回収に努めてまいりたいと思っております。

そのほかについては、不納欠損額、それから収入未済はございません。

19ページをお願いいたします。

特別会計の歳出でございますが、上段の農業改良資金助成金でございますけれども、3億500万円余の不用額となっておりますが、これは一方で農業改良資金の資金需要が計画額を下回ったというものでございます。

この農業改良資金につきましては、全国的に需要の低下傾向がございますが、農業投資が全体的に低迷しておるのが背景ではないかというように考えておるところでございます。この不用額は、貸し付け財源ということで次年度に繰り越すということになります。

20ページをごらんいただきたいと思えます。

次に、林業改善資金の特別会計でございます。

20ページが歳入でございますけれども、まず4段目、ちょうど真ん中付近ですが、林業・木材産業改善資金貸付金償還元金というのがございまして、右側の方、2,998万8,000円の収入未済がございます。これは、林業経営関係の貸付金でございますが、同様に林業経営の悪化等によりまして償還金の延滞が生じているものでございます。同じく、本年度の定期監査で指摘を受けております。

これも、農業改良資金と同じく回収に取り組んでおりまして、一応、9月末現在までに、未済額のうち340万円ほど回収してございますが、引き続き、県森林組合連合会等と連携して、回収に努めてまいりたいと思っております。

そのほかには、不納欠損額、収入未済額はありません。

21ページで、林業改善資金の一番最後に繰越金ということで、一番右側に予算現額と収入済み額との差が出ております。これは19年度決算により繰越金が確定したことに伴いまして差が出たものでございます。

22ページをお願いいたします。

これは林業改善資金特別会計の歳出の方でございますが、上から2段目に、今度は林業・木材産業改善資金の助成金ということで貸し付けの方でございますが、1億5,258万1,000円の不用額が出ております。これも、農業資金と同じく、資金需要が計画額を下回ったためでございます。同じく、貸し付け財源として次年度に繰り越すということになります。

それから、次の23ページをお願いいたします。

最後に、沿岸漁業改善資金の特別会計でございます。

まず、歳入でございますけれども、この表の真ん中付近、上から3段目ですが、沿岸漁業改善資金貸付金償還元金というのがございます。右側の方に1,295万3,000円の収入未済

がございます。これも漁業関係の貸付金でございますが、漁業経営の悪化等によりまして償還金の延滞が生じております。同じく、定期監査で指摘を受けているところでございまして、9月末までに70万円余回収済みでございますが、引き続き漁協等と連携して回収に努めているところでございます。

そのほか、不納欠損、収入未済はございません。

同じく23ページの一番下に、繰越金の欄で予算現額と収入済み額が差がございますが、同じく前年度決算により確定した繰越金が入ってくるというものでございます。

最後でございます。24ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計の歳出の方でございますが、一番上の貸付金助成金でございますけれども、不用額ということで2,430万1,000円出てございますが、これにつきましても漁業関係の資金需要が計画額を下回ったものでございます。同じく、次年度に財源として繰り越すということになります。

団体支援総室は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○村山農村・担い手支援課長 農村・担い手支援課の村山でございます。よろしく申し上げます。

まず、農村・担い手支援課では、定期監査における公表事項といたしまして、所管しております農業大学校で物品購入に係る見積書の徴取についてでございます。

これは、複数の教官が同じ日に、10万円未満の金額で発注しました物品につきまして、業者側の帳簿では一括して10万円を超える金額で記載された事例がありまして、定期監査におきまして、単独見積もりによる随意契約とするために見積もりを分割したと判断せざるを得ないということで、会計規則に従い、複数の業者から見積もりを徴取するようにと

の指導でございます。

確認の結果、故意に行ったものではありませんでしたが、経理事務のより一層の適正化を図るため、全職員に対する不適正経理の再発防止、研修の実施による法令遵守、コンプライアンスの徹底を初めとして、購入頻度の高い物品につきましては、発注時に見積もり徴取を要しない単価契約を提携する等の改善を図ったところでございます。

それでは、一般会計の歳入について御説明いたします。資料25ページをお願いいたします。

まず、使用料及び手数料であります。不納欠損、収入未済額ともございません。

次に、下の段、国庫支出金でございますけれども、不納欠損、収入未済額ともございません。

26ページの中ほどに、予算現額と収入済み額との比較ということで、農業・食品産業強化対策整備交付金のところで1億円余の予算と収入済み額との比較が出ておりますが、これは食品関係の施設整備等をやりました場合の入札の残とそれから経費節減によるものでございます。

それから、その下、地域活性化・生活対策臨時交付金で8,000万円というのが出ています。これは農大の施設整備の繰り越し分がここに出ているところでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

財産収入でございますけれども、不納欠損、収入未済額ともございません。

次に、繰入金でございますけれども、不納欠損、収入未済額ともございません。

28ページをお願いいたします。

繰越金でございますけれども、ここでも不納欠損、収入未済額ともございません。

次に、下の段、諸収入でございますけれども、不納欠損、収入未済額ともございません。

それでは、続きまして一般会計の歳出につ

いて御説明いたします。資料の29ページをお願いいたします。

上段の総務費でございますけれども、繰り越し、不用額ともございません。

次に、その下の段、農林水産業費の農業総務費でございますけれども、不用額は事業要望額の減少に伴う執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

一番下の段、農業改良普及費でございますけれども、不用額は経費節減に伴う執行残でございます。

30ページをお願いいたします。

農業構造改善事業費であります。翌年度繰越額5,350万円につきましては、経営構造対策事業分でございますけれども、後ほど繰越事業調べの中で説明させていただきます。不用額は、事業要望額の減少に伴う執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、その下、農業指導施設費でございますけれども、翌年度繰越額8,000万円につきましては、先ほどもありましたけれども、農業大学の施設整備分でございますけれども、こちらも繰越事業調べの中で説明させていただきます。不用額は、人件費の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

その下、農地総務費でございますけれども、不用額は人件費の執行残でございます。

その下、農地調整費でございますけれども、不用額は経費節減に伴う執行残でございます。

31ページをお願いいたします。

諸支出金の農業改良資金特別会計繰出金でございますけれども、不用額は執行残でございます。

一般会計は以上でございます。

資料32ページをお願いいたします。

農業改良資金特別会計の歳入につきましては、繰入金、諸収入及び県債、すべて不納欠損、収入未済額ともございません。

続きまして、歳出について御説明いたしま

す。資料の33ページをお願いいたします。

歳出で、農林水産業費の就農支援資金助成金でございますけれども、不用額は資金需要の減少に伴う執行残でございます。

次に、その下の段、公債費の元金及び諸支出金の一般会計繰出金についてでございますが、不用額はございません。

以上で特別会計の御報告を終わります。

続きまして、附属資料の2ページをお願いいたします。

先ほど申し上げました経営構造対策事業におきまして、5,350万円の繰り越しがございました。

この事業は、市町村等が行います生産、加工、流通、販売等の施設及び土地基盤の総合的な整備に対する補助であります。

繰り越しの理由でございますけれども、和水町三加和地区のライスセンター建設におきまして、騒音、粉じん等に係る周辺住民の同意に日数を要したものでございますけれども、去る6月12日に竣工したところでございます。

その下の段の農業大学校の施設整備費におきましては、8,000万円の繰り越しがございました。

この事業は、旧学生寮を新規就農支援研修施設ということで、談話室ですとか、あるいは教室、シャワー室等を整備するものでございましたけれども、国の緊急経済対策分で平成20年度2月補正予算で承認いただいた事業であります。

繰り越しの理由でございますけれども、事前の状況把握、それから関係機関との調整に日数を要したものでございます。

現在実施設計中でございますまして、11月に工事着工、来年2月末の竣工を予定しているところでございます。

農村・担い手支援課は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺農業技術課長 農業技術課の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定期監査の公表事項はございません。

それでは、資料の34ページをお願いいたします。

歳入でございます。

使用料及び手数料でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、国庫支出金でございますが、これも不納欠損額、収入未済額ともございません。

その一番下でございます財産収入でございますけれども、これにつきましても不納欠損額、収入未済額ともございません。

35ページをお願いします。

諸収入のうちの下段の雑入でございますけれども、これにつきましては、予算は計上しておりませんでしたけれども、平成19年度、農地・水・環境保全向上対策事業におきまして、補助金の確定額が交付決定額を下回ったため、平成20年度において、事業主体であります熊本県農地・水・環境保全向上対策協議会から交付金の返還を受けたものでございます。なお、不納欠損額、収入未済額ともございません。

36ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、上段の総務費の一般管理費でございますが、繰り越し、不用額ともございません。

次に、その下段の農林水産業費でございますが、農業総務費で25万9,000円の不用額がございますが、これは経費節減に伴う執行残でございます。

農業改良普及費で3,972万円余の不用額がございますが、これは、職員給与費のうちの時間外手当1,836万4,000円の執行残のほか、経費節減に伴う執行残でございます。

農業振興費で14万6,000円の不用額がござ

いますが、これは経費節減に伴う執行残でございます。

37ページをお願いいたします。

上段の農作物対策費で475万6,000円、下段の植物防疫費で176万6,000円の不用額がございますが、いずれも経費節減に伴う執行残でございます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○麻生農産課長 農産課の麻生でございます。

農産課につきましては、定期監査の公表事項はございません。

資料38ページをお願いいたします。

使用料、手数料でございますけれども、まず一番上のところで9万3,000円となっておりますが、これは、畳表の格付をやる検査枚数が所要見込みよりも少なかったということで、手数料減になってございます。

次に、国庫支出金でございますが、不用額、収入未済額はございません。予算現額、収入済み額との比較が4億7,714万円余というふうになっております。中身につきましては、農業・食品産業強化対策整備交付金という事業におきまして、3億8,022万円余出ておりますけれども、主な内容としましては、21年度の事業を繰り越したものが1億7,719万円余、それから、残りの2億330万円余につきましては、事業の取り下げや入札残による減でございます。

次に、米麦等品質改善対策事業費補助でございますけれども、9,692万2,000円、これは米粉の機械を導入したものでございますけれども、経済対策ということで翌年に繰り越したものが6,923万円余ございまして、あとの2,769万円余につきましては事業の精査の中で減額したというものでございます。

次に、諸収入でございますが、不納欠損、収入未済ともございません。

続きまして、支出について御説明を申し上げます。

39ページについて、農業総務費ですけれども、これは人件費等の節約による残でございます。

次に、農作物対策費における不用額が2億5,667万円余出ておりますが、主なものとしたしましては、他の事業に乗りかえる等によって事業の取り下げに伴う執行残が2億3,260万円余でございます。

具体的に言いますと、主なものとしては、国の直採事業等に変ったということで、県を通らない予算等が生じたものが1億2,000万円ぐらい中に含まれております。それから、旅費等につきましては節減を図ったものでございます。

続きまして、附属資料の3ページをお願い申し上げます。

まず、一番上の新規需要米生産製造関連施設整備事業、先ほど申しましたように、米粉の製粉メーカーが機械を入れるということで受注をいたしました。が、年度内での納期が延期——特注等がありましたので、完了が困難なため繰り越したものでございます。

それから、生産総合事業につきましては、これは追加経済対策でやったものでございますが、低コストハウス等の設置の場所に不測の日数を要したということで繰り越しになっておりますが、以上、繰り越したものにつきましてはすべて現時点では完了してございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○城園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課の城でございます。よろしくをお願いいたします。

園芸生産・流通課は、定期監査における公表事項はございません。

資料の40ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございます。

諸収入ですが、いずれも不納欠損額、収入未済額ともございません。

続きまして、41ページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務費ですが、繰り越し、不用額ともございません。

次に、農林水産業費です。

農業総務費における不用額490万6,000円、この内訳につきましては、時間外勤務の縮減等による人件費の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、農業振興費をお願いします。

不用額は26万1,000円で、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、農作物対策費ですけれども、不用額1億6,414万2,000円、この内訳は、入札に伴う執行残、事業量減少に伴う執行残、経費節減に伴う執行残でございます。

園芸生産・流通課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野畜産課長 畜産課の高野でございます。よろしくお願いいたします。

畜産課の定期監査における指摘事項、公表事項についてはございません。

説明資料の42ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、使用料及び手数料でございますけれども、不納欠損額、収入未済額ともございません。

続きまして、43ページの国庫支出金でございますけれども、この分につきましても不納欠損額、収入未済額ともございません。

続きまして、44ページから46ページの部分でございます。

財産収入並びに諸収入でございますけれども、いずれも不納欠損、収入未済額ともございません。

この中で特に財産収入、44ページの中ほど

に書いておりますけれども、土地の売払収入3,510万円の歳入がっております。このことにつきまして、別冊資料の28ページ、済みません、よろしくお願いいたします。

これは阿蘇の公共育成牧場の収入でございますけれども、この育成牧場につきましては、平成7年度末に廃止をしております、平成20年12月26日に南小国町と売買契約を行いまして、3,510万円余の売却をしたところでございます。

なお、現在、地元の牧野組合、こちらが放牧採草地として利用しているところでございます。

続きまして、歳出の方でございますけれども、お戻りいただきまして47ページをお願いいたします。

歳出の総務費につきましてはですけれども、繰り越し、不用額ともございません。

続きまして、その下の農林水産業の畜産総務費でございますけれども、不用額につきましては職員給与額の執行残及び経費節減に伴うものでございます。

続きまして、その下の畜産振興費でございますけれども、不用額は主に経費の節減及び事業費の減少によるものでございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。

家畜保健衛生費でございますけれども、不用額は主に職員給与の執行残及び経費節減によるものでございます。

続きまして、下段の広域農業開発推進費及び草地開発費でございますけれども、不用額につきましては執行残によるものでございます。特に、その草地開発費の中で、翌年度の繰越費3,237万円がございますけれども、これにつきましては、別冊附属資料の4ページをお願いしたいと思います。

こちらの事業は、公社畜産基地建設事業費の中の阿蘇東部地区の阿蘇市と宇城上益城地区の山都町に、それぞれ1件ずつの繰り越

し工事がございます。

阿蘇市につきましては、集落内の畜舎建設に当たり、地元住民から、悪臭等の理由で建設の了承が得られなかったことから、移転先の決定に時間を要したため繰り越しを行ったところでございます。なお、この工事は7月28日に完了したところでございます。

続きまして、山都町につきましては、隣接する地権者から、粉じん飛散や堆舎のにおいを理由に了承が得られず、計画の見直し、調整等を行ったため繰り越しをしたわけでございます。この工事は7月10日に完了しているところでございます。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課長の宮崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、定期監査におきまして、公表事項といたしまして、国営土地改良事業負担金の未収金につきまして指摘を受けております。詳細につきましては、歳入に関する調べの中で御説明をいたします。

説明資料の49ページをお願いいたします。

まず、分担金及び負担金の国営土地改良事業負担金でございます。

収入未済額が9,929万円余でございます。この収入未済額につきまして、解消に努めることが、先ほど申し上げました定期監査の公表事項ということでございます。

この未済額につきましては、資料の備考に記載しておりますけれども、国営土地改良事業で整備をされました横島干拓地区、矢部開拓パイロット地区、羊角湾地区のそれぞれの受益者負担金でございます。農産物価格の低迷など、農業情勢が非常に厳しくなっております。受益農家から各土地改良区への負担金の納入が滞ったために、収入未済が生じたものでございます。

収入未済額につきましては、平成14年度におきましては約1億1,000万円まで増加しておりましたが、昨年度の決算時では、ピーク時と比較をいたしまして約1,000万円減少はしておりますけれども、昨年度より増加をいたしております。

今後も、粘り強く、債務者でございます土地改良区に、定期的な納付催告を行うことが重要と考えております。加えまして、土地改良区が行います未納解消対策に対する実行支援といたしまして、臨戸徴収への同行支援、それから、土地改良区が行います法的措置への支援を行うとともに、計画の実施状況の報告を求めるなど、対策を強化してまいります。また、関係の地域振興局及び市町村等と連携をいたしまして、地域の事情に応じた営農支援活動の推進等、さまざまな支援を行いながら収入未済の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、49ページの上から4段目から50ページにかけての国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

49ページの下から4段目、地域活性化・生活対策臨時交付金の予算現額と収入済み額の比較がマイナス1億円というふうになっておりますが、後ほど御説明をいたしますけれども、2月補正におきます国の経済対策対応事業でございます水田フル活用対応緊急基盤整備事業の本年度への繰り越しに伴うものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

下から1段目の繰越金につきましては、工事の電子入札、それから電子納品等を進めますCALS/EC事業におきまして、平成19年度から平成20年度への明許繰越に係る財源の繰り越しに伴うものでございまして、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

51ページの諸収入につきましても、同様に不納欠損額、収入未済額ともにございませ

ん。

次に、52ページの歳出に関しまして御説明をいたします。

総務費の一般管理費につきましては、翌年度繰越額、不用額ともございません。

次に、農林水産業費の農地総務費でございますが、これは主に職員給与費でございます。不用額の357万円余につきましては、人件費の執行残でございます。

次に、下の段の土地改良費でございます。

不用額の3,672万円余につきましては、公共事業費への振りかえによる執行残及び入札に伴う執行残でございます。繰越額の1億円につきましては、水田フル活用対応緊急基盤整備事業でございます。後ほどの繰越事業調べで御説明をさせていただきます。

次に、53ページの下から2段目の農地防災事業費でございます。

これは玉名・横島地区で実施をしております国営の直轄海岸保全事業の県負担金でございます。繰越額はございません。

次に、下の段の林業費の林業総務費でございます。

これは当課技術管理室におきます林務水産技術関係職員の給与費及びCALS/EC事業に要する費用でございます。不用額の208万円余につきましては、入札に伴う執行残及び人件費の執行残でございます。

続きまして、附属資料の5ページをお願いいたします。

繰越事業とその理由を記載しております。

繰越額の1億円につきましては、先ほど申し上げましたように、2月補正におきます国の追加経済対策対応事業でございます。水田フル活用対応緊急基盤整備事業におきまして、繰越理由にございますとおり、要望箇所の把握及び詳細設計に時間を要し、本年度、平成21年度に明許繰越をしたものでございます。

事業内容につきましては、暗渠排水など、

稲刈り後に実施をいたします事業が大部分でございますので、今後事業の実施を図ってまいりまして、今年度中には完了する予定でございます。

農村計画・技術管理課は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○大薄農村整備課長 農村整備課の大薄でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定期監査における公表事項はございません。

説明資料の54ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金でございます。

県営事業実施に伴う地元負担金等ございまして、不納欠損額、収入未済額ともございません。なお、分担金と負担金で予算現額と収入済み額の間増減が生じておりますが、これは主に予算計上後に負担金と分担金の間で移動があったことによるものでございます。

次に、56ページをお開き願います。

56ページの3段目の使用料及び手数料でございます。

これは、砂利採取料、海岸保全区域占用料及び土地改良財産使用料の収入でございます。不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、国庫支出金でございます。56ページの下から3段目から59ページになります。

これは土地改良事業等に対する国庫補助金及び災害復旧に対する国庫補助金の収入でございます。不納欠損額、収入未済額ともございません。

57ページの上から3段目の農地費国庫補助金で、予算現額と収入済み額との比較で5億5,823万2,000円の差が生じておりますが、主に繰り越しによる減でございます。

同じく、59ページの下から3段目でございます。

災害復旧費国庫補助金で、予算現額と収入済み額の比較で1億4,257万9,000円の差が生じておりますが、主に繰り越しによる減でございます。

次に、60ページをお願いいたします。

財産収入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。予算現額と収入済み額との間の差額につきましては、基金の運用に伴う預金利息が、利率の変動により当初見込みを下回ったため生じたものでございます。

次に、繰入金でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。予算現額と収入済み額との差額につきましては、主に基金の運用益のみで事業を実施したため生じたものでございます。

繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、60ページの最下段、諸収入でございます。

不納欠損額、収入未済額ともございません。予算現額と収入済み額との差額につきましては、主なものとして、61ページの最後にあります開発指定事業高率補助精算金の平成20年度分の交付割合変更に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。62ページをお開き願います。

まず、総務費の一般管理費でございますが、不用額はございません。

次に、農業費の農業総務費でございますが、山村振興対策関係事業費等に要した経費でございます。不用額の959万4,000円につきましては、事業量の減少に伴う執行残、人件費の執行残等でございます。

次に、農地費の農地総務費でございますが、職員給与費及び地籍調査費等に要した経費でございます。不用額の2,453万5,000円につきましては、人件費の執行残、土地改良事業国庫支出金等返納金の執行残等ござい

ます。

次に、63ページの土地改良費でございますが、県営及び団体営基盤整備などの各土地改良事業に要しました経費でございます。翌年度繰越額が生じておりますが、繰越事業につきましては後ほど説明させていただきます。不用額3,823万1,000円につきましては、入札に伴う執行残、電柱移転工事並びに文化財調査の事業費負担減に伴う執行残でございます。

64ページをお開き願います。

農地防災事業費でございますが、農地防災対策関連事業に要した経費でございます。翌年度繰越額が生じておりますが、繰越事業につきましては後ほど説明させていただきます。不用額850万円につきましては、入札に伴う執行残等でございます。

下段の農地災害復旧費でございますが、翌年度繰越額につきましては後ほど説明させていただきます。不用額1億3万4,000円につきましては、国からの内示額が予算額を下回ったことにより生じたものでございます。

次に、別冊の決算特別委員会附属資料の6ページをお願いいたします。

繰越事業につきましては、6ページから10ページまでが農村整備課分でございます。10ページの最後の段をごらんいただきたいと思います。

合計で47地区、繰越額15億8,823万4,000円でございます。

繰越理由につきましては、主な理由といたしまして、用地買収並びに地元調整、工法検討等に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。9月末現在で、47地区のうち27地区を完了しております、残りの20地区につきましても年度内完了の予定でございます。

次に、同じ資料の29ページをお願いいたします。最後のページになります。

取得用地の未登記一覧表を掲載しておりま

すが、表の中ほどにありますG欄、登記残筆数は、平成17年度末の179件から平成20年度末には148件となっております。今後とも未登記の解消に向けて努力してまいります。

農村整備課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○織田森林整備課長 森林整備課の織田でございます。よろしくお願いいたします。

森林整備課関係につきましては、定期監査での公表事項はございません。

説明資料の65ページをお願いいたします。

まず、歳入の関係でございます。

森林整備課関係の歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。主に予算現額と収入済み額の差の大きい部分について説明をいたします。

まず、65ページ中段の国庫支出金でございますけれども、予算現額と収入済み額との比較の欄でございますけれども、マイナス7億2,100万円余となっております。これにつきましては、そのページの下から2段目の造林事業費補助、それから、次の66ページの2段目にあります森林整備・保全施設整備交付金、その下の段の県有林造成事業費補助、そのまた2つ下の地域活性化・生活対策臨時交付金、これらに係ります国からの補助金交付金収入が、これらを財源として行います間伐あるいは作業道の整備といった事業を繰り越したことに伴って減少したことによるものでございます。

次に、66ページ中段の財産収入でございますけれども、2,400万円余の増となっております。これにつきましては、次の67ページの一番上の段の県有林売払収入が増加したことによるものでございます。

続きまして、歳出の関係でございます。69ページをお願いいたします。

一番大きい欄の林業総務費というところで1,700万円余の不用額を計上しております

が、これにつきましては、主に備考欄の6の2つ目の括弧の森林整備地域活動支援交付金事業、それから9の2つ目の括弧のくまもと未来の森林植林加速化緊急事業、これらの事業におきまして、事業要望が想定より少なかったこと等によるものでございます。

次に、70ページをお願いいたします。

一番上の段の林業振興指導費で、不用額1,400万円余を計上しております。これにつきましては、主に備考欄の5の括弧の中に書いております間伐等森林整備促進対策事業におきまして、作業道整備の要望の取り下げがあったことによるものでございます。

それから、翌年度繰り越しの関係でございますけれども、同じ林業振興指導費で4億4,200万円余の繰越額を計上しておりますが、これは備考欄の5の括弧にあります間伐等森林整備促進対策事業におけるものでございますし、また、そのページの一番下の段の造林費で3億700万円余の繰越額を計上しております。これは、その備考欄の1の最初の括弧にあります森林環境保全整備事業、それから、同じ1の最後の括弧の低コスト森林施業促進事業におけるものでございます。

それから、次のページの県有林費で繰越額2,900万円余を計上しておりますけれども、これはその備考欄の4の県有林造成事業費におけるものでございます。これらの繰り越し関係につきましては、お手数ですがけれども、附属資料の11ページをごらんいただきたいと思います。

森林整備課関係の繰り越しでございます。

最初の森林環境保全整備事業費につきましては、この事業の森林所有者等が行います間伐等の森林整備を支援するメインの事業でございますけれども、集中豪雨によりまして資材運搬路などが被災したため、資材あるいはアームの搬入が難しくなった箇所が生じたことにより繰り越ししたものでございます。

それから、残りの3つの事業につきまして

は、平成21年の2月補正で経済対策として認めていただいた作業道の整備を支援するあるいは実施するという部分につきまして、用地確保等の関係で繰り越したものでございます。いずれも年度内に完了できる見込みでございます。

森林整備課関係は以上でございます。よろしくお願いたします。

○藤崎林業振興課長 林業振興課の藤崎です。よろしくお願いたします。

まず、定期監査での公表事項はありません。

それでは、説明資料の72ページをお願いたします。

一般会計の歳入ですが、いずれの科目につきましても不納欠損額、収入未済額はありません。

最上段の国庫支出金ですが、予算現額と収入済み額に9億6,819万円余の差額が出ております。これは20年度事業を21年度に繰り越したことなどによるものです。

まず、林業費国庫補助金で予算現額と収入済み額の差額が9億2,961万円余となっておりますが、これは、林業・木材産業等振興施設整備交付金で1億394万円余、道整備交付金で7,145万円、林道事業費補助で7億5,422万円余を繰り越したことなどによるものです。

また、災害復旧費国庫補助金で3,857万円余が出ておりますが、これは過年林道災害復旧費補助で1,154万円余の内示減、そして、73ページ最上段の現年林道災害復旧費補助で2,703万円余を繰り越したことによるものです。

次に、73ページの中段、繰入金的林業担い手育成基金繰入金ですが、予算現額と収入済み額に292万円余の差額が出ておりますが、これは林業担い手対策の事業量の減によるものであり、同基金の取り崩し額が減少してお

ります。

74ページをお願いします。

上段の諸収入ですが、予算現額と収入済み額に117万円余の差額が出ておりますが、これは緑資源幹線林道事業におけるコンサルタント等業務の違約金収納に係る県負担金の返還による増額であります。

続きまして、75ページをお願いします。

一般会計の歳出であります。

農林水産業費の林業費で、3,503万円の不用額となっております。その内訳ですが、林業総務費の238万円余の不用額は人件費及び経費節減等による執行残です。

次の林業振興指導費では、1億83万円余を繰り越しておりますが、このことにつきましては後ほど説明申し上げます。また、不用額が2,015万円余となっておりますが、これは備考欄の1から次の76ページの10までの事業におけます事業量の減少及び経費節減に伴う執行残であります。

76ページの中段の林道費では、16億3,563万円余の繰り越しを行っております。これにつきましても後ほど御説明申し上げます。また、1,249万円余の不用額が出ておりますが、これは、備考の5、単県林道事業費における事業量の減によるものです。

最下段の災害復旧費の林道災害復旧費では、2,703万円余を繰り越しております。また、1,154万円余の不用額が出ておりますが、これは、備考欄の2、過年林道災害復旧費に対します国の配分額の減によるものです。

次に、繰越事業調べですが、附属資料の12ページをお願いします。

明許繰越について説明申し上げます。

最上段の木造公共施設整備事業では、1,547万円余を繰り越しておりますが、これは高森中学校の部室とトイレの整備であり、工法の検討、選定に不測の日数を要したため繰り越したものであり、年内完成の予定です。

次の林業・木材産業振興施設等整備事業では、木材乾燥機や高性能林業機械を導入することとしました山都町ほか5市町村管内の6カ所で、8,535万円余の繰り越しを行っております。

理由としましては、地域住民からの同意取得や高性能林業機械導入計画策定に不測の日数を要したためであり、既に全箇所完了しております。

下段の県営林道事業では、美里町の中央砥用線1工区から、15ページ、天草市の下天草東部線5工区までの27カ所、15億3,200万円余を繰り越しております。

理由としましては、用地交渉に時間を要したこと、工法検討に不測の日数を要したこと、他事業との調整に時間を要したことなどであり、このうち既に13カ所が完了し、残り14カ所も年度内完了の予定です。

15ページをお願いします。

次の市町村営林道開設事業では、球磨村の広野線から、次のページ最上段、五木村の八重線までの4カ所、8,190万円余を繰り越しておりますが、その理由は、他事業との調整や用地交渉に時間を要したことであり、3カ所は既に完了し、残り1カ所も年度内完了の予定です。

次の市町村が実施しますフォレスト・コミュニティ総合整備事業では、八代市の岩奥南川内線1カ所、2,172万円余の繰り越しでしたが、既に完了しております。

最後に、現年林道災害復旧事業では、八代市の板持陣之内線から五木村の菊池人吉線までの3カ所で用地交渉等に時間を要し、2,703万円余の繰り越しを行いましたが、既に全箇所完了しております。

林業振興課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○久保森林保全課長 森林保全課の久保でございます。どうぞよろしく申し上げます。

森林保全課の定期監査での公表事項はございません。

それでは、説明資料の77ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございます。

国庫支出金の不納欠損、収入未済はございません。予算現額と収入済み額との比較で7億2,000万円余のマイナス差が生じておりますけれども、これは主に事業を繰り越したことによるものでございます。

林業費国庫補助金のうち、治山事業費補助で5億8,800万円余、緊急治山事業費補助で5,700万円余、地すべり防止事業費補助で3,400万円余、保安林整備事業費補助で1,300万円余、そして、災害復旧費国庫補助金のうち、過年治山災害復旧費補助で1,400万円余、78ページをお願いいたします。現年治山災害復旧費補助で1,200万円余のマイナス差が主に繰り越し等により生じております。

次に、諸収入でございます。

下段の雑入におきまして、収入未済額が8万8,000円生じております。これは請負業者の工事続行不能による契約解除に伴う余剰金利息でございます。現在、倒産した業者の破産手続廃止決定の確定により債権が消滅したことで、不納欠損処分の手続を先日9月29日に終了をしております。

79ページをお願いいたします。

開発指定事業高率補助精算金につきましては、平成18年度及び19年度の治山事業に係る補助率差額金でございます。事業量の増加等により8,700万円の収入がっております。

続きまして、80ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

まず、農林水産業費でございますけれども、翌年度繰越額12億8,300万円余、不用額6,300万円余が生じております。主なものとして、治山費での繰り越し、不用額でございます。繰り越しにつきましては後

ほど説明させていただきます。不用額につきましては、事業廃止、事業量の減少や入札残及び工法の見直し等による経費節減に伴う執行残でございます。

81ページをお願いいたします。

災害復旧費でございます。

翌年度繰越額2,100万円余、不用額2,600万円が生じております。繰り越しにつきましては後ほど説明させていただきます。不用額は、事業量の減少に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の17ページをお願いいたします。

繰り越しについて御説明させていただきます。繰り越しはすべて明許繰越でございます。

治山事業につきましては、17ページの美里町の早楠から、20ページの下から6段目のあさぎり町の皆越まで、40カ所、11億4,200万円余を繰り越しております。

主な繰越理由といたしましては、資材搬入路の設置に当たって不測の日数を要したことや、事業対象の山腹が拡大崩壊し、その対応に不測の日数を要したことなどで、現在34カ所が完了し、残り6カ所も年度内完了の予定でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

保安林整備事業でございます。

阿蘇市湯浦からあさぎり町まで、6カ所、3,000万円余を繰り越しております。

主な繰り越し理由といたしましては、伐採木の選定に当たり、森林所有者との交渉に不測の日数を要したことでございます。現在4カ所が完了し、残り2カ所も年度内完了の予定でございます。

以上、森林保全課といたしましては、21ページの最下段でございますけれども、51カ所で13億500万円余の繰り越しをしております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○神戸水産振興課長 水産振興課の神戸です。よろしくお願いいたします。

資料の方の82ページをお願いいたします。

定期監査における公表事項はございません。

歳入に関する御説明を申し上げます。

不納欠損額及び収入未済額はございません。予算現額と収入済み額の差が大きいものについて御説明申し上げます。

まず、82ページの下から3行目、2億1,118万9,000円の減でございます。これは主に次年度へ繰り越したものでございます。

次、83ページをお願いいたします。

上から2行目、3,036万2,000円の減でございます。これにつきましても、県の補助の継ぎ足し分で繰り越した分でございます。

下から2行目、5,042万6,000円の不用品売払収入でございます。これにつきましては、廃船になりました漁業取締船「あそ」の売却収入でございます。

次に、84ページをお願いいたします。

一番下のところに雑入で88万円ございますけれども、これは漁業取締船「あそ」の年払い保険料の5カ月分が返還されたことによるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。85ページをお願いいたします。

一番下の段、水産業振興費でございますが、翌年度繰り越し分390万円については後ほど御説明を申し上げます。不用額8,337万1,000円につきましては、燃油価格高騰に伴う県単事業で水産業燃料高騰緊急対策事業を立ち上げましたけれども、国の補助事業で枠が拡大されたため、県単の事業については不用となったものでございます。

続きまして、86ページをお願いいたします。

上段、漁業経営構造改善事業費でございますが、翌年度繰り越し2億4,795万3,000円に

については後ほど御説明いたします。不用額1,018万円につきましては、天草市天草漁協等が行いました漁具倉庫、築磯関係の事業についての入札残でございます。

次の段、漁業調整費及び漁業取締費につきましては、人件費の執行残、経費節減に伴う執行残でございます。

それでは、附属資料の方の22ページをお願いいたします。

2月補正の経済対策で実施しました内水面活性化総合対策事業費、漁業経営構造改善事業費及び漁業省エネルギー化緊急対策事業費の3事業費につきまして、繰り越しをいたしております。

内水面につきましては、緑川における杉島堰の魚道改修事業で、アユのシーズンについては事業実施困難になったため繰り越しております。11月の竣工予定でございます。

経営構造改善事業費につきましては、大浜漁協が実施いたしますノリの共同乾燥施設の設置に当たりまして、施設整備予定地の農地転用手続等について不測の日数を要したため繰り越すことになりました。竣工については11月を予定いたしております。

次に、最後の漁業省エネルギー化緊急対策事業でございますが、これは田浦漁協が事業主体になっております漁船船上げ用の小型ウインチの整備事業でございますが、降雨対策の上屋の設計、設置に不測の時間を要したため繰り越しをいたしました。既に6月に竣工済みでございます。

以上、合わせまして2億5,185万3,000円を21年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課の尾山でございます。よろしく申し上げます。

88ページをお願いします。

定期監査の公表事項がありますので、まず88ページの最上段の漁港施設使用料の未収金

から説明させていただきます。

これは牛深漁港における漁港浄化施設の使用料に関するものでございます。

県では、平成7年より、水産物の加工に伴う海域の水質汚濁防止を図る目的で、天草市牛深・牛ノ浜に浄化施設を建設しておりますが、近年の漁獲高の減少と加工用原料の高騰により、対象となる水産加工業者等の経営状況が悪化し、滞納に至ったものでございます。

未収金額は、平成20年度に新規の滞納が発生した影響で、昨年末に比べ48万6,000円増の444万9,000円の未収金となっております。

この新規の滞納者は、平成21年7月に裁判所に民事再生手続の申し立てを行っており、現在民事再生手続が進められております。この未収金については、今後の状況を見ながら対応を検討することとし、他の未収金についても、引き続き、債務者の資力、経営状況の情報収集等を行い、督促等により回収を進めてまいります。

次に、収入未済についても1つありますので、説明します。

1ページに戻っていただきまして、87ページをお願いします。

3段目、公害防止事業費事業者負担金の未収金について御説明いたします。

水俣市の丸島漁港において、水銀を含んだ汚泥が大量に堆積していることがわかり、県は、昭和62年度に、丸島漁港公害防止事業により除去しておりますが、汚染原因者の一人である合資会社水俣化学工業所が負担すべき金額9,070万2,000円のうち、8,305万3,000円が未納となっておりますのでございます。

この水俣化学工業所は、平成5年度から平成7年度にかけて90万円納入しておりますが、平成9年に解散しております。このため、県は、無限責任を有する代表社員に支払いの請求を続けてまいりましたが、拒否されてきたものであります。

その後、県は、債務者に対し自主納付を促してきましたけれども、進展が見られないため、平成14年3月に滞納処分を執行し、差し押さえた預金から債権の一部を回収しております。さらに、平成18年3月にも、債務者の老齢厚生年金の受給権を差し押さえ、平成18年6月から、差し押さえ禁止額を控除した額を回収し、未収金に充当をしております。ただ、資産は少なく、差し押さえて取り立てることができたのは、平成20年度末現在で預金の約523万1,000円と老齢厚生年金の151万8,000円で、調定額を満たすまでには至っておりません。

今後の対応策ですが、差し押さえた老齢厚生年金については、今後も回収した分を未収金に充当していくこととしております。また、引き続き債務者の資産調査を実施し、可能な限り債権回収に努力してまいりたいと考えております。

次に、歳出関係でございます。91ページをお願いします。

一番下の行の沿岸漁場整備開発事業費の不用額が1,170万8,000円となっておりますが、これはほとんどが入札残による不用額となっております。主なものとしましては、不知火西部地区の県営漁礁設置事業費で435万8,000円、八代海地区の漁場環境保全創造事業で370万円が入札残による不用額となっております。

次に、92ページをお願いします。

漁港建設管理費の不用額が6,792万2,000円となっておりますが、これは主に事業量が減少したことに伴うものでございます。大浜漁港地域水産物供給基盤整備事業2,330万円、御所浦漁港広域漁港整備事業1,010万円等の減が主なものでございます。

次に、附属資料の23ページをお願いします。

附属資料の23ページから26ページにかけて、繰り越しについて記載しております。26

ページをお願いします。一番下の欄をごらんいただきます。

20年度から21年度へ、15億6,336万2,000円を繰り越しております。繰り越し箇所数は24カ所で、主な繰り越し理由といたしましては、関係機関等との協議調整に日数を要したものの、工法検討に日数を要したもの等でございます。資料では、指導監督費を除き、10カ所が未完了となっておりますが、年度内にはすべて完了する予定でございます。

以上で漁港整備課の説明を終わらせてます。

○小杉直委員長 以上で農林水産部の説明が終わりましたが、ちょうど1時間半たちましたので、ここで5分ほどトイレ休憩をしたいと思いますのですが、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小杉直委員長 トイレでもたばこでも吸ってください。まだ、あときょうは長くありますから。

午後2時30分休憩

午後2時37分開議

○小杉直委員長 それでは、委員会を再開いたします。

農林水産部に対する質疑を今から始めますけれども、実は会計検査院のことにつきましては後で報告がありますので、最初はこの説明書に基づく質問をお願いしたいと思いますのですが、どなたからでも結構でございます。

○吉田忠道委員 数項目ありますけれども、最初まず、部長の説明で、4ページに技術開発等がちょっと書いてあるんですけども、気候温暖化で今水稻の「ヒノヒカリ」とか「あきまさり」ですか、ああいうのがあって、ちょっとたまたま私ラジオで聞きよったら、佐賀の方で、この「ヒノヒカリ」にかわる温暖化に強い品種が開発されたというようなことを聞いたんですけども、何か実用化

になりそうだということで、これは熊本県の方もなっているか。別に部長じゃなくてもいいですけども、開発されているかどうかをちょっと。

○麻生農産課長 今吉田委員の御指摘でございますけれども、熊本では耐暑性の開発品種がございまして、「くまさんの力」という品種が本年度から導入されておりまして、約250ヘクタールほどことしは導入を見ております。11月5日、順調に刈り取りができていますというように思っております。

○吉田忠道委員 今の「くまさんの力」というのは、もう大分前からですか、最近ですか。

それと佐賀の品種の銘柄は御存じですか、何かちょっと私名前を忘れたんですけども。

○麻生農産課長 「くまさんの力」につきましては、品種登録等につきましては大分前に行っておりますけれども、実際農家に導入しましたのは本年度が最初の年度でございます。

それから、佐賀県につきましては、ちょっと私は名前を忘れましたけれども、同様のオリジナル品種が開発されているということについては承知しております。

○小杉直委員長 ほかにございませんか。

○淵上陽一委員 部長の最初のお話の中で、県産農産物のブランドの確立ということでお話がありまして、その中で、生産者が競争力のあるとか、いろいろとお話があつておりますけれども、今経済連にコントロールセンターができていたりしておりまして、その辺と単協と経済連の関係がありましたら、今ある農産物をどうやってブランド化していかれよ

うとされるのかというところですね。例えば、宮崎みたいに、県と宮崎の経済連みたいに認証制度をきっちりつくり上げながらブランド力を持ち上げようとしているのか。その辺がどのようにブランド力の確立をされていこうとされているのか、ちょっとお話があれば聞かせていただければというふうに思っています。

○城園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。

農林水産物のブランド化につきましては、基本的には、熊本の農産物をやはり消費者の方々に選んでもらうということで、広く認知してもらおうというふうな取り組みをまずはやっております。

これは、熊本県の特産品に青果物、果樹、野菜につきましては、スイカ、メロン、トマト、イチゴ、ミカンとか、主要農産物については6割が県外出荷をしております。そのうち、量販店、スーパーの取り扱いが全体で7割ほどございます。共販につきましては5～6割が農協共販と。熊本の青果物、野菜、果樹につきましてはそういう実情がございまして、まずは農協等が生産、販売します系統物につきましては、一番取り扱いが大きい量販店とのつながりをさらに強くするという取り組みを、国内の12の量販店と連携をしまして、生産地との情報交換等を密にしながら熊本県の農産物の取り扱いをふやしていただく、お互いの理解を深めながら取り扱いをふやしていただくというふうな量販店連携事業を推進しております。

それと、1万人ほどのサポーターの方々、これは口コミになりますけれども、その方々に熊本県の産地の情報等をおつなぎしまして、その方々から口コミ等によりまして広がっていただくというふうな取り組み、この中には、誘友大使ということで212人ほどの著名人の方にそういう役割を担っていただく

か、そういった取り組みなり——誘友大使ということで、著名人の、例えば西武の元の伊東監督とか、バドミントンの陣内選手とか、歌手の八代亜紀さんとか、コロッケさんとか、潮谷前知事とか、そういう方々にもそういう役割を担っていただきながら、熊本というのを広くやはり宣伝していただくという取り組みをしております。

また、知事も、積極的に農林水産物の販売に力を入れたいということでございますので、そういう連携と、量販店での熊本フェアとかに御出席いただき、熊本を広く宣伝していただくなり、また、知事の人脈を十分に使いながら、企業のトップの方々との交流も大変ございますので、そういう方々への県産品のお土産等で熊本というのを広めていただくとか、また、輸出につきましては、香港ルート、台湾ルートとか、既にルートがあるところもございます。また、新たに今年度はシンガポールあたり、また別の国を考えておりますけれども、新たな市場開拓という面におきましても、知事にトップセールスということで出ていただきながら、まずは熊本というのを広めていただく、熊本のファンをより広げていくというような、そのような取り組みを続けているところでございます。

○淵上陽一委員 大変頑張っていたという事で、大変期待しているわけですが、毎年果物ブランドランキングとか出てくる中で、熊本県の果物、どんどんともう、へたすれば50位から全部出てしまうというぐらい本当に厳しい状況でありまして、例えば福岡であるならば「あまおう」というのがあって、あれはもうよそに苗をやらないと。福岡でしっかり育てながらいいものとして売っていくとか、佐賀であるならば「佐賀もの」とか、できるだけ多くの人たちにつけていただいでブランド化していくとか。例えば宮崎で言うなら、認証制度をきっちりつ

くりながら宮崎産というものをやっていくとか、それぞれに各県いろんな努力をされておりますので、ぜひとも来年は、また幾つものブランドランキング内に入ってこれるように、ひとつよろしく願いしておきます。

○城園芸生産・流通課課長 頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

○吉田忠道委員 農業改良資金特別会計について、19ページ、団体支援総室ですかね。

不用額が3億ほど出ておりまして、資金需要が見込みよりも少なかったためということなんですけれども、これをもう少し具体的にちょっと説明していただけますか。

○牧野団体支援総室長 19ページの農業改良資金の貸し付けの不用額でございます。3億500万余となっておりますが、一応貸付枠は平成20年は3億としてございましたが、実績はございませんでした。それで、このうちの3億が貸付枠の不用額ということでございます。

それで、このページのときに御説明を若干いたしました。農業改良資金のこの資金自体は、全国的に今この傾向でございます。ちなみに申し上げますと、20年度では、本県を含めまして18の県が実績が上がっておりません。

これは、国も含めまして、いろいろ今制度を検討しておりますが、この資金がもともと昭和31年度からスタートしておりまして、農業改良事業とセットで、改良普及員の指導とあわせて資金面を手当をしていくというふうなスタートでしておりますけれども、そういうふう比較的農業を始められる方の初めの段階を無利子で支援すると。その原資は、この財政資金ということで、県が貸し付けるといような制度でスタートしたわけですが、一つには、新しい改良普及に伴う、

いわゆる新規投資、こういうふうなものが全国的に低迷しているのではないかというのが1つと、それからもう一つは、非常に少ないのがここ19年、20年と、がくっと需要が減っております。もう1個ございますが、県が利子補給をやっております農業近代化資金、それから、日本政策金融公庫が貸しております、俗にスーパーL資金と言うんですが、こういうふうなものにつきまして、19年から農業支援ということで同じく無利子措置がされております。

それで、一方で改良普及に伴う新規需要が少し減る中で、さらに対象事業として資金がいろいろメニューがある中で、そういうふうにそちらの別の無利子資金があつて、そちらの方に需要がシフトしているんじゃないかというふうなことが今要因として考えられているところでございます。

○吉田忠道委員 あんまり詳しくなくてもちょっとわからぬところがあるんですけども、私がこれを聞いたかったのは、見込みよりも少なかったためだから、どういう事業が一番大きかったところ、自分が見込んでいたところと大きく外れたところはどこですか。

○牧野団体支援総室長 この事業は、要するに、先ほど申しましたように、農業を始めて間もない方が新しい作物を始めるとか、そういうふうな場合に、設備なり、いろんな新しい投資をされるときに、一方では、農業改良普及員なりJAの改良普及員が技術指導をしながら、それとセットで計画をつくって資金を手当するというものに枠を確保しているというものでございます。そういう案件が20年度の場合はなかったと。19年度も非常に少なかったんですが、というふうなことでございます。

○吉田忠道委員 ちょっと私の理解度が足り

ないから……。

ちょっと関連するかどうかわかりませんが、33ページ、農村・担い手支援課。

これもちょっと似ていると思うんですけども、一番上に不用額が2億6,000万ほど出ていますよね。この新規就農の資金借入れの減少というのは、新規就農というのはどういふのが大きく見込みと違ったんですか。

○村山農村・担い手支援課長 これは、新規就農される方が、役場に就農計画書というのを提出しまして、それで認定されたものが就農認定者ということでこの資金を借りられるわけなんですけれども、はっきり分析はしておりませんが、全体で、例えば平成18年度が43件で、19年度が31件で、20年度が11件ということで、だんだん非常に少なくなっております。

原因としましては、昨年度は資材の高騰ですとかそういうものがありまして、全体として新規就農者も、前年度は200人ぐらいおったんですけども、18年とか19年は220人ぐらいおったんですけども、それが150人ぐらいに少なくなっております、全体のそういった新規就農される方が少なくなつてこの資金需要も少なくなつたというのと、先ほど申しました、今そういう資材等の高騰で先行きが見えないということで、こういった資金需要が少なくなつたんじゃないかということ考えております。

○吉田忠道委員 今少なくなっているという、件数とか何かはわかつたんですけども、内訳ですよ。例えば、畜産なのか、園芸なのか、水田なのか、そういうのをもうちょっと具体的に教えてということですよ。

○村山農村・担い手支援課長 済みません、そこまでちょっと資料がございませんので、後から御報告させていただきます。

○小杉直委員長 じゃあ、後ほどの報告、説明ということでよろしゅうございますか。

○吉田忠道委員 はい。

○平野みどり委員 49ページの農村計画・技術管理課の国営土地改良事業費負担金の収入未済額のところなんですけど、先ほど御説明をいただきまして、平成14年度が1億1,000万ぐらいでしたとおっしゃっていたのでしょうか。それが過年度で7,600万まで減らすことができ、そして現年度で2,200万ぐらいですか、が加わって今の9,900万ということだろうと思うんですが、これは横島、矢部、羊角湾、その中で特にどこかということがあるのかということと、現年度でこれだけふえたという理由をもう少し詳しく聞きたいということと、あと、担い手等、新規参入等の見込み等があるのかどうかというようなことも含めて伺います。

○宮崎農村計画・技術管理課長 今お話がございましたピークからの部分につきましては、国営土地改良事業の負担金につきましては、区によって支払いの期間は異なりますけれども、事業が終わりましてから、例えば15年、25年の長期にわたって受益者の方が土地改良区に負担金として返していくというような形でございますので、毎年毎年、その償還が来るまで返していかないといけないというようなものでございまして、ピークの1億1,000万あったというようなことから、今現在1,000万減っておりますというように御説明させていただきましたのは、平成20年度分で返していただかないといけない部分についてのその未済が2,200万ありまして、それ以前に累積をしているものがございますので、それが7,700万ぐらいございますので、それを合わせますと現在9,900万円余になっており

ますというようなことでございますので、ピークよりは減っておりますけれども、そういうようなことでございます。

それで、3地区のうちどれが大きいのかというようにございましてけれども、その中で一番大きいのは矢部開パでございまして、大体未済金が5,600万円ほどございます。

それで、今申し上げましたように、債務者につきましては、土地改良区でございましてけれども、土地改良区の農家の方から納入をしていただかないと我々に返ってこない、県に返ってこないということでございますので、御説明でも申し上げましたように、営農関係の支援なんかも非常に重要だと思っておりますので、委員お話がございましたように、未済になっておりますところもございまして、新規営農でございまして——新規就農といいますか、地域の中での担い手の方に、新たに経営規模の拡大というような形でもってその地区で営農していただくでありましたり、あと企業の参入等もあわせて営農をよりやっていただくというようなことで、土地改良区への負担金の納付の促進を引き続き図っていきたいというふうに思っております。

○小杉直委員長 平野委員の前に、ちょっと執行部の方をお願いしておきます。

隣同士でも、立って答弁する人、座ったまま答弁する人、まちまちですが、基本的にはやっぱり答弁は立ってでしょうね。しかし、きょうは座ってということで許しますので、座って答弁をお願いします。

○平野みどり委員 想像していたとおりにだったんですけども、これは国営ということですから、その担い手の方々にどういうふうなインセンティブがあつて新規参入していただくかとか、そういった部分が、今後本当に新しい農政ということを考えるときに、こうい

った負の部分というか、過去の収入未済等の解消と将来的な展望というのをあわせて考えていっていただくように、よろしくお願いします。

○小杉直委員長 ほかにございませんでしょうか。

○吉田忠道委員 主要な施策の成果のところをちょっとお聞きしたいんですけども、93ページ。

担い手の育成のところがかかれておまして、ずらっと1番から97ページにかけまして9項目ほど書いてあります。この中で6番目までちょっと私ずっと見とって、非常に疑問に感じる場所があるんですけども……

○小杉直委員長 吉田委員、どれですか、資料は。

○吉田忠道委員 資料は、主要な施策の成果です。

それで、この担い手育成という言葉で一言でずっと書かれているんですけども、先ほど私が具体的に決算書の中で質問しましたけれども、この中でも、93ページには、新規就農者等の支援対策事業とか書いてありますよね。こういうことで、ここに成果が書いてあるけれども、私は、担い手育成に対して、本当に成果が上がっているのかというのが大きな疑問なんです。だから、どこの業種にどれだけ足りなくて、どれだけ支援しようとしているのかというのがよくわからない。

だから、ちょっと具体的に聞きますけれども、新規就農で成果が上がっている事業はどこですか、どの業種ですか。あるいは、これから力を入れようとするところはどこの業種ですか。そういうのをちょっと聞きたい。

○小杉直委員長 答弁はどなたに求めます

か。

○吉田忠道委員 これはどなたでも結構です。

○村山農村・担い手支援課長 まず、成果が上がっていないんじゃないかということでございますけれども、県の農政の方で一応目標としておりますのが、年間330人の新規就農者を目標にしております。これは、現在の認定農業者の数が一番の担い手ですけども、これが1万1,000形態ございまして、その世代交代30年で330人ぐらいというふうなところで、一応その数を確保していきたいということで頑張っておるわけですけども、平成18年、19年ぐらいは200人を超えておったわけですけども、20年度は、先ほど申しましたとおり、159人ということで少なくなりました。今年度は、ちょっと新しい数字が出ていますけれども、平成18年、19年ぐらいまでには復活するのではないかとということで、一応予測をしております。

先生、今言われました、どの業種にというふうなところでございますけれども、新規就農者を育てるところは、今3コースと申しますか、3とおろございまして、1つには、農業大学のあそこでも正規の……

○小杉直委員長 村山課長、答弁はなるべく簡潔にお願いします。

○村山農村・担い手支援課長(続) ありまして、どの業種に重点的にというのはございまして、その就農する人が、自分たちはどこにつきたいということで、それぞれに対応してやっているというところでございます。

○吉田忠道委員 一言で担い手育成ということだけで、何か漠然とした施策がなされているような気がしてならないんですね。それ

で、もうちょっと具体的に聞きますけれども、95ページ、地域営農組織法人化加速支援事業というのがありますけれども、これは22の組織をいろいろやって、実際5組織が法人化になったと。まあ、これは具体的な成果ではあるけれども、これは十分な成果じゃないですよ。それで、今私は地域が菊池ということで、水田関係とか、畜産とか、園芸とか、この付近が主として念頭にあるわけですが、この組織化が一番進んでいる地域はどこですか。そして、もっと進めたいという重点地域はありますか。

○渡辺農業技術課長 農業技術課でございます。

私どものところで所管しております農業普及事業でございますけれども、改良普及指導員がやっております中では、例えばとしまして、宇城の宇土割営農組織あたりを法人化するとか、あるいは熊本市のアグリともあい、あるいは芦北の本井木生産組合、この幾つかのところにつきまして、私どもの方では生産組織の育成に対しまして、普及活動を通じて育成を図っているところでございます。

○吉田忠道委員 少し具体的に聞かれましたけれども、いずれにしましても、この担い手育成については、たしかに大変大きな問題だと思いますので、先ほど言われました、例えば県立農大における支援事業みたいなのがありますけれども、結局、それでもって就農しても、その後補助しなかったら、ただほんの一時期の慰めの事業になってしまいますので、ここで要望を申し上げておきますけれども、この担い手育成についてはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○小杉直委員長 要望としてですね。

ほかにございませんか。

○瀧上陽一委員 ある意味関連してですけれども、本当に新規就農、担い手をつくっていくというのは大変なことであろうと思います。その人たちを預かる県として、普及指導員さんたちが本当に御苦労されているんだろうなと思います。生き物相手だし、自然相手だし、そして本当に1年でそれが身につくかということ、なかなか厳しいところもあるんだろうというふうに思いますけれども、現状の普及指導員さんの数はどのくらいいらっしゃいますでしょうか。

○渡辺農業技術課長 現在でございますけれども、私どもの普及指導員としまして、本庁の農業技術課の中に技術支援室というのがございます。昔、専門技術員と言っていたわけでございますけれども、こちらと、11地域振興局、農政事務所を合わせまして218名おります。昨年に比べますと、機構の再編等もございまして、36名増員という形にさせていただいておるところでございます。

○瀧上陽一委員 わかりました。ありがとうございました。

○小杉直委員長 ほかになければ次に移りますが、よろしゅうございますか。

○松村昭委員 部長の代表説明の中で、公社造林について触れておられますね。これは、経営改善普及委員会で随分と検討をいただきましたよね。しかし、具体的に、例えば長伐期というのが出てきましたよね。じゃあ長伐期にすれば、木材が上がれば、例えば、もとは30年、今は50年ぐらいの若木のやつが一番利用価値があるんですが、それを長伐期にしてもう50年になっているやつを、80年あるいはもっと先まで置いて、その価格が上がる、利用が上がる、そういう見通しは全くないわ

けですね。全くない。

そういう中で、こういう提言があっている。これはもう私もよく知っておりますが、非常に矛盾を感じるわけですね。あるいは心配もするわけですが、280億も借金を抱えて、この財産が生かされないということですから、これは国に対しても——岡山県は何とか処理をしましたよね、県が。これは、熊本県の今の能力からして、そういう解決する方法はないと思うんです。

だから、国に対しては、知事も積極的にこの解決の方法を言っていたきたいと、これは個人的にも話をしておりますけれども、やっぱり県として、そういう強い姿勢で、全国知事会あたりでぶち上げていかんと、非常に問題を残していくと、次の世代にずっと先送りするだけで、例えば今の経営者が亡くなって息子の時代になるというような、非常に薄れていくわけですね。そういうものを待っているような感じもするわけですが、公社造林として役割を果たしたいという県の希望と、それに応じて林家の方が一生懸命育ててきた山が生かされないということですから、これはもう先に押しやっていけば解決するという全然見通しがいいわけですから、これはやっぱりもっと県で——林務だけで取り組んでできる問題じゃないですけれども、やっぱりこの提言のとおりやったら——これは九州大学の塚先生、私もよく知っておりますが、この人が委員長ですと提言をしてくれましたよね。いろんな意見も出ておりますけれども、こういう方法しかなかったんですよ、実際は。提言の方法、県に対して委員会です。

ですから、私は、これはもう決して将来のためにこのままで先送りしていくことはよくないんじゃないかなといつも考えておるんですが、部長にこれを今いろいろ具体的なことを言えと言ったって無理だろうと思っておりますので、もうこれは要望として、せつかくここで

出てきておりますので、知事から、知事会あたりで——全国問題を抱えていますから、この問題は知事会でしっかり真剣に考えて、これだけ環境の問題を言いながら、国産材と言いながら、こういう足元で280億も借金を持つと、そういうものを見通しをつけないまま進んでいくということは、決していいことではないというふうに思いますので、そういう考えに立って、ひとつ林業が厳しいときだけに、将来の見直しがいいですから、先送り先送りして、しかも大きな材木を使う要素もないんですよ。

やっぱり今は50センチ、60センチぐらいに直径がなれば、もう使わない。売れない。だから、特に木材は安いんですよ。現在は、市場で大きいやつは全部残りますから。立米1万2,000～3,000円、30センチぐらいのやつがするのに、大きい50センチのやつは8,000円とか7,000円とか、もっと安くて売れなくて——利用価値がないですね。利用する人がいないということですから、これはもう大きく伸ばしていけば、屋久杉のごと1,000年も2,000年も残せばいいですけれども、日本じゅうの山、それは不可能なことですから、台風も来ますしね。ですから、そういう意味から何とか考えてほしいという、まあお願いをしとしましょう。もうきょうはコメントというとなかなか難しいでしょうからね。

○小杉直委員長 じゃあ、要望ということでよろしいですか。

○松村昭委員 はい。

○小杉直委員長 ほかにございませんでしょうか。

○瀧上陽一委員 済みません、最後に1つ、お願いというか、ちょっとお話を聞かせていただければというふうに思いますけれども、

本当にいつ災害があるかわからないような状況になりまして、私が住んでいる山鹿の鹿北というところですけども、6月30日に林道災害がありました。森林保全課の久保課長に大変お世話になりながら予算を今とっていただいておりますけれども、6月の29日か30日に被害があったと。

現状としては、山が動いたときに警報機が鳴る。警報が鳴ったときに、下の住民の人たちは逃げてくるという話になっておりますけれども、予算がつく、つかぬという、議会を通してから工事に入らぬといかぬというところがあるかと思っておりますけれども、これは農林だけじゃなくて土木もそうですけれども、そこに住まわれている人たちは、いつ——今回、たまたま台風も来ぬだったし、大きか雨もその被害の後来ぬだったけんよかったっですけれども、何とかそうやって被害があって、交渉をやらぬといかぬというところは、何とか先に交渉をやらぬといかぬと、私たちは、いつするとかいという話があって、寝とつときに急に何かあってから逃げろと言ったって逃げられぬというふうに言われておりますけれども、この辺は、災害があって、もうここ3カ月以上たってまだ手もつけられぬという状況ですけれども、もう少し先に工事だけでもやるということはできぬのだろうか。これはどなたに聞いていいかわからぬとですけども。これは農林も土木も多分同じことがあるのではなからうかと思っておりますけれども、その辺はどう考えられておるか。

○小杉直委員長 決算の審議事項と直接はかかわっておりませんが、大事な案件でございますので、答えてください。

○久保森林保全課長 本当は個別に御説明した方がいいと思うんですけども、ことしの災害につきましては、7月から8月にかけて

して、私ども森林保全課の事業といたしまして、緊急治山事業で約5億を超える事業が起りました。災害があったというようなことです。

当初予算では、2億少し緊急予算があったんですけども、これよりもオーバーするというふうなことで、補正予算に計上する。金額がありません、お金がないものですから、それと、まず緊急治山につきましては、国庫、国のお金が使えないと、国の了解がとれないと事業はできないというふうなこと。採択基準というのが別にあります、そういった部分で地元の要望にできるだけこたえようというふうなことで、私ども詰めていったわけでございます。

8月の上旬でございます。国との協議を進め、そして8月の月末に一応国の了解をとれたということ。それと、その間に測量なんかをいたしまして、実施設計にかかったんですけども、先ほど申しましたように、補正予算にかけるというふうな部分で、5億のお金を使える状態にしないとなかなかできないものですから、このあたりにつきましては、一応議会終了後というふうな形で御説明をいたしました。

なるべく早く私どもも災害復旧にはかかりたいというふうなことで、地元の方については、なるべく便宜を図るよというふうなことで、少し入札については——通知はちょっと待っていただきたいけれども、指名についてはなるべく早くやっていただいてもいいんじゃないかというふうな話をしていたところでございます。

現在、約3,000万弱の工事でございますので、見通しとすれば、今月中に通知をやってということで、なるべく早く事業にかかりたいというふうな考えております。

以上でございます。

○淵上陽一委員 その他でかけなんだったん

でしょうけれども、大変失礼しました。

そこに暮らしている人たちにすれば、予算が通ろうが通るまいが関係なく、本当に早くやってほしいというのがしっかりとした要望でありますので、ぜひとも、まあこのことだけじゃなくて、ほかのところも多分あるだろうと思いますので、できるだけ早急にいけるようによろしく願いしておきます。

○小杉直委員長 次に移ってよろしいですか。

次に、国庫補助事業事務費に係る会計検査院の会計検査の状況に関しまして、全体の状況及び農林水産部所管部分について、執行部から報告の申し出がっておりますので、報告を受け、その後質疑を受けたいと思います。

なお、国土交通省所管に係る部分については、次回の23日金曜日に報告を受けることとしております。

それでは、白濱農林水産政策課長、説明をお願いします。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課の白濱でございます。

会計検査の正式な報告につきましては、11月上旬に、会計検査院が国会に報告する予定になっております。現時点では、検査院と国、県とのやりとりの中で把握した大まかな数字を一応御報告させていただきたいというふうに思います。国土交通省分につきましては、土木部の方で説明する予定となっております。

まず、この書類を、1枚紙ですけれども、見ていただきたいと思います。決算特別委員会報告事項と書いてあるやつでございます。

まず、報告事項の1ページでございますが、検査の対象等を記載しております。

対象費目は、農林水産省、国土交通省所管の補助事業に係る事務費。事務費の中でも、

需用費、賃金、旅費ということになっております。対象年度は、平成14年度から平成19年度。受検所属、すなわち検査対象機関は、農林水産部、土木部の本庁各課及び地域振興局の農林部、土木部でございます。

なお、検査は、国庫補助事業に係る事務費のうち、需用費の経理処理の状況及び賃金、旅費の使途等について検査が行われました。

経理処理に関する検査では、支出書類を確認するほか、納入業者の帳簿等と照合を行い、支出の実在性を調査されました。

次に、調査結果、いわゆる指摘見込額でございます。

今回の検査は、大きく2つに分かれておりました、1点目は(1)の不適正な経理処理がなされていないかどうかについての検査でございます。そして、2点目は(2)の補助の対象外、すなわち本来の補助目的どおりに使用されているかどうかについての検査でございます。

ちょっと裏の方を見ていただきますと、上の方に不適正な経理処理としまして、需用費と書いてあるんですが、その需用費をいろいろ分類しております、預け金、差しかえ、一括払い、翌年度納入、前年度納入に分類されております。

具体的な指摘内容としましては、預け金については、ノートパソコンなどの購入で指摘されております。次に、差しかえについては、ファイルから朱肉などへの差しかえで指摘されております。次に、一括払いは、国との協議資料を作成する場合に、単価契約していないサイズの違うカラーコピーや印刷、データ修正、製本作業などを発注して、単価契約している大型カラーコピーや青写真焼つけ代に換算してまとめて請求してもらい支払っていたために指摘を受けております。次に、翌年度納入では、ファイル類など、また、前年度納入では、デスクマットといった事務用品などの購入について指摘を受けておりま

す。

次に、2点目の補助対象外では、②に記載のとおり、補助事業の施行に直接関係のない物品等に需用費を支払うものでございます。また、補助事業とは関係のない業務従事者の賃金や補助とは関係のない出張の要る旅費に補助事務費を充てるものでございます。

具体的な内容としましては、賃金につきましては、例えば、地域振興局、農業振興課、農業普及課に配置した臨時職員の賃金を、いわゆるこれらはソフトの課でございますけれども、そこにいる臨時職員の方に、地域振興局、農地整備課の事業である農業農村整備事業の補助事業費、これはハードの課でございますが、そうしたハードの課のお金からソフトの課の臨時職員への賃金を支払っていたことがいけないということで指摘を受けました。

県といたしましては、予算の有効活用の観点から、国の事業に関係のあるものは補助金から支出できると考えておりましたが、検査員は、これらにつきまして、農業農村整備補助事業と直接関係がないとの判断をされたところでございます。

また、旅費につきましては、例えば補助事業で施行した農道やトンネルなどの起工式や開通式などの式典への出席については、県としては補助事業の業務の一環としてとらえておりましたが、検査員からは、補助事業と直接関係がないと指摘されました。

次に、指摘見込額でございます。またもとに戻ってもらっていいでしょうか。

全体の数字の見方でございますが、一つの枠がございますけれども、その上段の括弧書きの方が全体の補助事業費になります。下段の数字は、そのうちの国庫補助分でございます。国のお金ということになります。その一覧表でございます。きょうは農林水産部でございますので、農林水産省所管の部分をお説明させていただきます。

まず、2の(1)の不適正な経理処理につきましては、全体では、国庫補助金相当額で2,400万円余、事業費ベースで4,600万円余、うち農林水産省所管分は、国庫補助金相当額で880万円余、事業費ベースで、上の括弧のところ、1,800万円余の指摘を受ける見込みとなっております。

その内訳を国庫補助金相当額で申し上げますと、農林水産省所管分は、預け金が19万円余、差しかえは414万円余、一括払いは180万円余、翌年度納入は260万円余、前年度納入は8万円余となっております。

次に(2)の補助対象外につきましては、全体では国庫補助金相当額で3,796万円余、事業費ベースで7,418万円余、うち農林水産省所管分は、国庫補助金相当額で2,331万円余、事業費ベースで4,875万円余の指摘を受ける見込みとなっております。

その内訳を国庫補助金相当額で申し上げますと、農林水産省所管分は、需用費が約1,000円、それから、賃金が580万円余、旅費が1,751万円余となっております。

これら指摘が見込まれる事項につきましては、会計処理に不備があったものなどを含めまして、本年3月に策定した再発防止策により、既に今年度から改善を図っておるところでございます。

次に、3ページの会計検査と自主調査の関係(不適正な経理処理)につきましては、人事課長の方から御説明いたします。

このペーパーにつきましては以上でございます。

○小杉直委員長 次に、豊田人事課長、説明をお願いします。

○豊田人事課長 人事課長の豊田でございます。よろしく御説明いたします。

私の方からは、不適正な経理処理につきまして、会計検査と県が昨年12月から3月にか

けて実施いたしました自主調査の関係につきまして、今ありましたA3版の資料に基づき説明をいたします。

図の右側の上半分にグレーの網かけをしておりますが、これは県の自主調査の概要でございます。県の自主調査におきまして対象といたしましたのは、預け金、それから差しかえ、いわゆる需用費の消耗品から備品相当品への差しかえ、それから不適正物品等の差しかえでございます。

一方、会計検査につきましては、この表の一番左側に縦からずっと、預け金、差しかえ、それから、一括払い、翌年度納入、前年度納入と、5項目が調査されております。

このような調査対象の違いは、自主調査と会計検査との検査目的の視点の違いにあると考えております。

まず、県の調査でございますが、県が昨年12月に外部調査委員会を設置し自主調査を開始いたしました最大の目的は、知事のマニフェストにおきまして、裏金がないことを証明すると、確認するというような話の中で、昨年7月に裏金調査を行い、その後11月に自然保護課におきまして預け金が発覚いたしました。それを受けまして、県の信頼を一刻も早く取り戻すことにありました。

そのためには、短期間のうちに不適正経理の全容を解明し、二度とこのようなことが起こらないようにするための原因の把握と再発防止策を早急に取りまとめる必要がありました。

そうした中で、対象範囲の決定に当たりましては、先行しました長崎県、宮崎県の調査でありますとか、あと県の外部調査委員会の委員の指導、助言を受けまして、いわゆる裏金につながる可能性のある、図の左から2列目の破線の囲みがありますが、いわゆる業者からの預け金と差しかえにつきましても、消耗品から備品相当品への差しかえ、それから公費では購入できないものへの差しかえなど

に対象を絞りまして、その上で徹底的な調査を行い、広範な再発防止策を取りまとめたところでございます。

一方、会計検査では、会計処理上のさまざまな利益に沿って手続がとられているか精査されまして、少しでも会計処理上に不備があれば指摘対象とされております。

そのため、県といたしましては、この図の会計検査の預け金と差しかえのところに破線がありますが、この破線の下の部分、裏金につながるものではなく、また現物の確認が困難であるために自主調査の対象外といたしました消耗品から消耗品への差しかえ、それから、一括払い、翌年度納入、前年度納入につきましても、県の会計書類と業者から提出させた帳簿を突合されまして、品名でありますとか、型番、あと日付の突合など非常に細かい違いまで調査されまして、会計処理上の不備があるものはすべて不適正な経理処理として指摘がなされる見込みでございます。

そういった県の自主調査と会計検査の検査目的の視点が違うということをお理解いただいた上で本図の説明でございますが、まず、会計検査院が、左側でございますが、預け金として指摘予定の事業費ベースで223万円でございますが、これはすべて県の自主調査で判明済みのものでございます。

次に、差しかえについてでございますが、1,456万円余のうち、県の自主調査の対象といたしました消耗品から備品相当品への差しかえ、それから公費では購入できないものへの差しかえにつきましては、既に判明済みのものが829万円余指摘されまして、今回自主調査の対象範囲でありましたが、さきの自主調査では判明せず、今回の会計検査で新たに判明したものが、非常に残念なことでございますが、1件、1万2,000円指摘される見込みでございます。

それ以外の左側の破線から下のところでございますが、いわゆる消耗品から消耗品への

差しかえなど、県の自主調査の対象外の差しかえ625万円余、それから、一括払い1,664万円余、翌年度納入1,048万円余、前年度納入の209万円につきましては、先ほども説明したとおり、県におきましては裏金につながるものではなく、また、現物確認が困難であるために自主調査の対象外としたものですが、会計検査院では、会計処理上のさまざまな利益に沿った手続がなされているかどうかの判断基準によりまして、会計処理上の不備があるとして、不適正な経理処理として指摘される見込みでございます。

今回、会計検査院から指摘を受ける見込みの内容につきましては、職員の意識の問題でありますとか、納品検査の不徹底など、3月に自主調査の結果明らかにした原因と重なる部分が多いために、この図の一番右の欄に記載しておりますように、ことし3月に策定いたしました25項目に及びます再発防止策によりまして、既に対策を講じて改善を図るところでございます。

今後、職員に対しまして、さらに再発防止の周知の徹底を行うなど、これまで以上に全庁一丸となって再発防止に努めてまいりたいと考えております。人事課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○小杉直委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か質問はございませんでしょうか。

○平野みどり委員 今人事課長からの御説明がありまして、1万2,000円が今回出てしまったということでした。ほぼ県が調査した内容とこの破線より上の方は一緒だったということですが、破線より下の部分ですが、これは会計検査院の検査が入ったのは初めてじゃないと思うんですが、以前からもこういった指摘というのはあったのかというようなことと、あと、この説明に関して、今後県と

しては会計検査院からこういう指摘を今後受けなくて済むような形で再発防止のこの実施の中に、こういったコピー用紙からトナーとか——まあ本当に難しいなと思うんですけども、こういった部分まできちっと反映させていけるというようなことで確認してよろしいのでしょうか。

○豊田人事課長 まず1点目でございますが、この検査は以前から行われていたのかということでございますが、会計検査は毎年国庫補助事業についてはございますが、今までありましたのは、基本的に、例えば工事費でありますとかそういうものでございまして、いわゆる国庫補助に伴います事務費そのものを検査の対象とされましたのは、昨年が12都道府県、その関連で今年度26都道府県入っておりますけれども、今回が県としては初めてでございます。

それから、いわゆる2点目の御質問でございますが、点線から下の部分につきましても、先ほども最後に申し上げましたが、いわゆる書類上が不適切であったということは間違いございませんのでございまして、その辺につきましては、やはり原因といたしましては、職員の意識の問題でありますとか、納品検査の不備でありますとか、そういうシステムの問題につきましても、3月に策定しました25項目に及びます再発防止策ということをしておりますので、それについては、それを徹底して現在取り組んでおりますので、こういうことは今後はないというふうに考えております。

○平野みどり委員 事務費に関しては初めてということで、今回、県としても、会計検査院のこういった対応に関しては初めての経験ということですがけれども、事業費じゃなくてこの事務費の部分に、ここまで細かくしっかりと見てくるというのは、国としても、さら

に厳しくしていこうという姿勢のあらわれだというふうに思いますので、なかなか一つの事業の中で、これはあれ、これはあれと同じことをするのに、コピー用紙のサイズだ云々というのは本当に大変だろうと率直に思うんですけども、ただ、これだけやっぱり皆さんたちの目が厳しくなってきましたので、この緩みから大きな緩みにまたなっていくかなとも限らないので、ここは本当に国の厳しさとか、いろいろ言いたいことはあるとは思いますが、やっぱりしっかりと今後はこういった姿勢で国もチェックを入れてくるということで、民間並みの厳しさを持って、やはりこういった対応をしていただかなければいけないなというふうに思います。よろしくをお願いします。

それと、この1万2,000円ですけども、たまたまこうやって出てしまいましたが、そして今回土木と農政でしたけれども、それもこの幾つかの事業に限られたことだったと思いますが、今後も各部——ここは農政ですが、ほかの部分でも、いきなり来られたときに、きちんと不正といいますか、それが無いということは言えないというふうに私は正直思うんですね。今後そういった部分が出てきたときも、率直に今後の改善に向けて取り組むという姿勢をしっかりと持っていたきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○小杉直委員長 ほかにございませんか。

○吉田忠道委員 直接この会計検査と関係ないんですけども、決算にも関係しますので、ちょっと監査の結果なんですけれども、私が決算委員会の2日目のときに聞こうとしたところで、実はことしの5月、6月に随時監査が行われております。この中には、農林水産関係も結構関係が深いんですね。そこで、ちょっとこの報告の中で——きょうは監

査委員の方が来ておられますから、お聞きしたいんですけども、監査結果の報告の中で、支出事務についてはおおむね適正であり、不適正経理につながる事実は認められなかったということで、不適正経理はよかったですけれども、おおむね適正であると。私は、おおむねという言葉が非常に気にかかるわけですね。本来、これは適正でなきゃいかぬのが、おおむね適正だから。なぜおおむねという言葉が使われたのか、ちょっと説明してもらいたいと思います。

○小杉直委員長 吉田委員にお尋ねしますが、どの文章にとおっしゃっていますか。

○吉田忠道委員 この文章にはちょっとありません。ホームページで公表されていた部分について今聞いております。

○小杉直委員長 今この会計検査についての質疑を求めていますので、その案件は、ちょっとしばらく保留して後でということ。

ほかにございませんか、会計検査について。

平野委員に関連して人事課長にお尋ねしますが、今度も、今度は、平野委員がおっしゃったように、手続上のいろんな問題について会計検査院が検査していますね。会計検査院の検査権限と、そして熊本県がPTをつくって自主調査をしましたね。この権限との違いがありますか。

○豊田人事課長 会計検査院につきましては、会計検査法という法律に基づいて、いわゆる例えば業者からの台帳あたりをその権限で提出させるという強い権限がございます。一方、本県の場合は、そういう権限がございませんので、いわゆる自主調査におきましては、職員の申告に基づきました県の会計書類、それから現物、いわゆる備品相当品の現

物の確認、それから、いわゆる業者からの任意の報告、その3点を——3点セットとっておりますけれども、そういう形での調査を行ったところでございます。その点が、法に基づく権限と、いわゆる任意での協力という形で大きく異なっていると思っております。

○小杉直委員長 いずれにしても、再確認しておきますが、県のPTの調査は、平成15年から20年までの間の調査をしましたね。今回の会計検査の調査は、平成14年から平成19年までの間の調査をした結果ということですか。つまり、平野委員も心配されておりましたが、ことしの3月に再発防止策をつくりましたでしょう。その後は、一切関係はなかったということですか、調査もあってないし。

○豊田人事課長 そのように考えております。

○小杉直委員長 わかりました。もう絶対こういう不適正経理あるいは不正経理と思われるようなことが発生しないようにしてもらわんといかぬですね。

質問はございませんか。

○田代国広委員 預け金についてちょっとお尋ねいたします。

この預け金というのはどういった形で発生するか、ちょっと私はわかりませんものから。実は、私も、2年間、町の監査をさせていただきまして、その経験から言いましても、預け金というのはどういった形でお金が出てくるのかですね。何らかの正当な理由がなければ公金は出せないわけでしょうから、預け金というのは、どういった状況で発生するわけですか。

○豊田人事課長 今回指摘されたもの——P

Tでも一緒ですけれども、年度末あたりに消耗品を、例えばコピー用紙を30万円分必要だという形で、一応書類上は購入するという形にしまして、業者にその30万円が預けという形で、業者としては支払ってもらわね。お金は先に渡して、品物はそれとは違うものを随時、例えば30万円分のうちの5万円分のファイルをくださいとか、そういう形で後ほど納品をさせるというのがいわゆる預け金でございます。

○田代国広委員 例えば、お金を預けて、消耗品という形でお金を引き出して他の物品をとると。

○豊田人事課長 そうですね。ですから、お金は支払って購入したような形にして、実際は物を後ほど、それとは違うものを入れてもらうという形で、一番、いわゆるその裏金という形につながる可能性があるということで、これについては一番徹底して調査をしたところでございます。

○小杉直委員 よろしゅうございますか。

最後に、吉田委員、先ほどの件。

○吉田忠道委員 ちょっと資料がありませんけれども、ホームページからちょっと私が調べた結果ですから、多分調査員の方はわかっておられますし、書類も持ってきておられると思いますので。

この監査結果で、支出事務についてはおおむね適正であるということですから、本当は適正でなきゃいかぬのに、おおむね適正であるという用語を使われておりますので、なぜおおむねかということをやっと確認したいんです。

○林田事務局長 事務局から林田でございます。よろしくお願いたします。

今お尋ねがありました件は、私どもも、不適正な経理の発生を受けまして、ことしから定期監査に加えまして、この4月からでございますけれども、随時監査と、不定期に抜き打ち的な監査に取り組むというふうなことで、4月から実施している部分がございます。

それにつきまして、6月に実施しました林業研究指導所ですとか、技術短期大学校ですとか、そういった6所属、6機関の監査をした結果を先ほど公表したものでございます。

どういうことを対象に監査をしたかといいますと、一般事業費、それから備品購入費等、こういったものにつきまして、これにつきましては納入業者の皆さんのところにもお伺いしまして、適正に処理が行われているかというふうなことを確認させていただきました。

その結果、今吉田委員からお話ございましたけれども、監査の結果で、支出事務についてはおおむね適正であり、不適正経理につながるような事実は認められなかった云々というふうな表現をいたしております。

おおむねというその表現でございますけれども、監査は限られた時間、人数等でやるものですから、どうしても全数検査ではなくて、いろんな業者の方の取引、すべての件数、県の方の支出の書類すべてではなくて、全数ではなくて、抽出して監査をすることにどうしてもなってしまいます。そういうふうなことがございまして、監査を実施した限りにおいては不適正はなかったと、適正であったというふうなことでおおむねという表現などを使うことが、これはほかの県の監査の事例でも私見たことがありますので、慣用的に使っている部分がひょっとしたらあるかもわかりませんが、こうした不適正経理があつて、その後にした監査でおおむねとはどういうことだというふうなことでおっしゃっていただいたんだと思いますけれども、私ど

もといたしましては、できる限りの監査をして、その限りにおいては適正であったと。

それから、中には、業者の方と今度の会計検査の結果については、私ども詳細なことはわからないわけですが、業者の方、それと県の支出等の該当の日にちとかが若干ずれていたりすることが実はございます。これは県の方が間違っている部分もあるかもわかりません。それから、業者の方にお伺いすると、ちょっと間違っていましたとおっしゃっているところも中にはあつたようなことも聞いております。そんなことを、軽微なミスといえますか、もちろんちゃんとした数量、品名、価格、そういったことを確認いたしておりますし、ちょっとした日数のずれとかがどうしてもわからないところがあるものですから、そういった指摘に至らないところがございしますので、そういったことも含めておおむねというふうなことで表現しているところでございます。

○吉田忠道委員 私が、なぜこういうものをしていくかということ、これをやられたのが5月にやって、去年もあれだけ大々的に調査して、私も一般質問等で知事に対して強力に指摘して、なおかつこういうおおむね適正とかいうような言葉しか出てこなかったのかというのがあつたから強く言ったのです。これは意識改革にも入ります。

だから、やったことが適正なら適正でいいと思うんですよ。だから、全部100%監査ができるわけじゃないので、監査をやつたから適正というなら、おおむねと使わぬで適正でいいじゃないですか、今後しっかり監査も。もちろんやり方は限度がありますので、その範囲ということで了解できますので。

以上です。要望です。

○小杉直委員長 要望として承ってください。

ほかにございませんですか。——それでは、私が人から聞いたところでは、会計検査院の国会の報告が11月ごろと聞いておりますが、その以前にこの委員会で説明されたということは、情報公開というような、正直な前提に基づくとということもあったかもしれませんが、また、会計検査院との見解の相違あたりも部分的にあるかもしれませんが、先ほど竹口委員からも指摘がありましたように、職員のみならず、幹部の方々が率先して身をきちんとするというのが肝要と思いますので、今後、こういう不適正経理が発生しないように、農林水産部もしっかり取り組んでいただきたいというように思います。

以上で農林水産部の審査を終了いたします。

次回は、第5回決算特別委員会となりますが、今週の金曜日、10月23日午前10時から開会し、教育委員会の審査を行い、午後1時から土木部の審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、これをもって第4回決算特別委員会を閉会いたします。本日は、それぞれ大変御苦労さんでございました。ありがとうございました。

午後3時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長